

第7次本別町総合計画 前期基本計画 施策別 「重点的な取り組み」一覧

本 別 町

調製 企画財政課

本資料の説明

- 1 本資料は、第7次本別町総合計画における、各施策別に掲げる「重点的な取り組み」について、一覧にしたものです。
- 2 掲載の事務事業は、既に配付済みの「実施計画書（令和6年度～令和8年度）」ベースに、概ね令和6年度に予定している事務事業の「事業の目的」「事業内容」です。
- 3 計画中の「重点的な取り組み」に事務事業がぶら下がっていない項目もありますが、事務事業をしていないのではなく、日常的な業務などにより、事業費が伴わないなどが理由です。
- 4 本資料やこれまでにお渡しした資料を基に、前期計画において、順調に進んでいる、また、まだまだ足りない等、前期計画の進捗状況の参考にしてください。

これまでにお渡しした資料

	資料名	資料の内容
(1)	第7次総合計画書（令和3年度～令和12年度）	計画書本体（表紙カラー）
(2)	実施計画書（令和6年度～令和8年度）	令和6年度から令和8年度の実施計画
(3)	令和3年度～令和5年度事業実績積算 資料1	令和3年度から令和5年度の事業実績
(4)	第7次総合計画 実施状況調書（令和5年度実績）資料2	評価指標、令和5年度の概況、令和6年度以降の展望

目

次

未来像

心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ

施策別 「重点的な取り組み」 一覧

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興	2 ~ 9
施策2 商工業の振興	9 ~ 11
施策3 観光の振興	12 ~ 14

第2章 人と人とのつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策4 子育て支援の充実	16 ~ 18
施策5 健康づくりの推進	19 ~ 19
施策6 地域福祉の推進	20 ~ 21
施策7 高齢者福祉の充実	21 ~ 23
施策8 障がい者福祉の充実	26 ~ 27
施策9 医療体制の維持	27 ~ 28

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策10 学校教育の充実	30 ~ 33
施策11 社会教育活動の推進	33 ~ 39
施策12 スポーツ活動の推進	39 ~ 43

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策13 防災対策の推進	45 ~ 46
施策14 消防・救急体制の充実	46 ~ 48
施策15 防犯・交通安全対策の推進	48 ~ 49
施策16 環境衛生・循環型社会の推進	50 ~ 51
施策17 有効な土地利用の推進	51 ~ 52
施策18 上下水道環境の充実	52 ~ 54
施策19 道路整備・交通網の充実	55 ~ 58
施策20 住宅環境の充実	58 ~ 60

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策21 自治体経営の推進	62 ~ 67
施策22 開かれた町政の推進	67 ~ 69

第7次本別町総合計画 前期基本計画 施策別「重点的な取り組み」一覧

施策1 農林業の振興

- (1) 農地の基盤整備やスマート農業の導入などを促進し、農畜産物の安定供給と農業経営の安定と強化を図ります。
- (2) 農地の集積・集約化を推進するため、地籍調査を進めます。
- (3) 農作物への被害を抑制するため、有害鳥獣対策を強化します。
- (4) 循環型農業の形成および農業の活性化のため、家畜糞尿を適切に処理し、たい肥やエネルギーとして利用していくことを進めます。
- (5) 農村が持つ多面的機能を活用した魅力ある地域づくりを推進します。
- (6) 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化に対応した担い手確保に努めます。
- (7) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の保全・管理を進めます。

施策2 商工業の振興

- (1) 事業者が安定的な経営基盤を確立するため、本別町商工会と連携した事業を展開します。
- (2) 人材育成および後継者対策、新商品開発に向けた起業家支援事業を実施します。
- (3) 観光など一時的に本別町を訪れる交流人口、本別町と何らかの関わりを持つ関係人口対象者等へ、特産品等の情報発信を行うとともに農林業と連携し、魅力ある特産品の開発を進めます。
- (4) 工業用地を確保するとともに企業立地を促進します。
- (5) 雇用の安定と労働者福祉の向上を図ります。

施策3 観光の振興

- (1) 義経の里本別公園一帯について、自然環境に恵まれたレクリエーション地区として、環境の保全と適切な活用にもつとに魅力ある施設整備を進め、交流人口を増やします。
- (2) 道の駅および周辺施設の整備・充実を図り、誘客数の拡大を図ります。
- (3) きらめきタウンフェスティバルを町民誰もが誇れる事業として継続していきます。
- (4) 農畜産物を活用した特産品等の販路拡大など経済活性化につなげる取り組みを強めます。

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興

^ 農地の基盤整備やスマート農業の導入などを促進し、農畜産物の安定供給と農業経営の安定と強化を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	道営畑地帯総合整備事業 本別2地区	農地の基盤整備を実施することにより、農作業の効率化及び畑作物の生産性・品質の向上、作物転換の円滑化を図り、安定した農業経営を確立する。	この事業は道営事業として実施する。土壌及び排水性の改良を目的とした、暗渠排水及び除礫等を実施する。(美里別川から勇足側) 暗渠排水 A=664.4ha 除礫 A=17.6ha 道営総事業費 2,308,000千円 の計画。 実施工期(予定)令和1年度～令和9年度
2	道営畑地帯総合整備事業 本別3地区	農地の基盤整備を実施することにより、農作業の効率化及び畑作物の生産性・品質の向上、作物転換の円滑化を図り、安定した農業経営を確立する。	この事業は道営事業として実施する。土壌及び排水性の改良を目的とした、暗渠排水及び除礫等を実施する。(美里別川から仙美里側) 暗渠排水 A=398.9ha 除礫 A=74.2ha 道営総事業費 1,811,000千円 の計画 実施工期(予定)令和3年度～令和10年度
3	家畜品評会	町内で飼養する乳牛、肉用牛、馬等の家畜の資質・能力と畜産経営の向上を目指し開催されている家畜品評会への支援を行い、本町の畜産業の更なる振興を図る。	①本別町家畜品評会、②ブラック&ホワイトショウ、③本別町馬品評会の上位入賞者に対し記念品(フォトフレームなど)、また、参加者に参加賞を提供している。
4	農業委員会運営事業	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図る。	農用地の権利移動・利用調整、農地転用に伴う許可業務、農業者年金の加入促進活動等を行う。
5	本別町農業振興地域整備計画データ更新及び変更業務	毎年、随時変更される農業振興地域整備計画についてデータの更新を行うとともに、農業振興地域整備計画において、土地の経年変化等、毎年の随時変更では対応できない計画の全町的な見直しを定期的(5～10年)に行う。	①農業振興地域整備計画のデータ更新 ②農業振興地域整備計画変更(前回R1～R2)
6	各種団体負担金(畜産関連)	北海道酪農畜産協会等の各種畜産関連団体への負担金	①北海道酪農畜産協会 30千円 ②北海道酪農振興町村長会議 10千円 ③バイオマス産業都市推進協議会 10千円 ④北海道公社営畜産事業推進協議会 5千円(R7年度から事業開始した場合に会費負担が発生)
7	土地改良施設補修事業(農業水利施設整備事業)	農業用排水路や農道等の土地改良施設の適正な維持管理により施設の長寿命化を図る。	公共災害の要件に合致しない施設において、破損箇所の補修や改修を請負工事にて実施。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
8	家畜自衛防疫対策事業補助金	家畜の伝染性疾病の発生を予防するため関係機関の連絡・連携を密にし、組織的、計画的な自衛防疫を実施し、疾病発生を未然に防止するとともに、発生時には早急かつ効果的な防疫対策を行う。	・予防注射事業の実施 ・畜舎の消毒、研修会の実施 ・家畜伝染病の予防啓発 ・口蹄疫等緊急対策会議の開催 など
9	各種団体負担金(農業関連)	本町の農業施策と合致する活動を行う各農業関連団体の運営費等を負担することで、本町の農業振興に寄与する。	①北海道市町村農業農村振興対策協議会 (農業経営の安定や農業振興に係る活動) ②公益財団法人北海道農業公社 (担い手育成や新規就農者に係る活動) ③北海道てん菜振興自治体連絡協議会 (てん菜振興に係る活動)
10	土地改良事業団体連合会負担金	土地改良事業の技術的な指導や援助、事業に関する教育及び情報の提供により職員の知識・業務能力の向上を図る。	毎事業年度、町内で実施する土地改良事業の事業費を基準とした負担金の納入。 技術的な支援や各種研修会が開催される。
11	酪農ヘルパー事業補助金	酪農経営における休暇を確保し、近代酪農経営の確立と生活向上、労働力と労働への活力を養うため、酪農ヘルパー事業の協力の力により定休型休日等を恒久的に確保する。	①定休型休日を取るためのヘルパー活動②定休型休日制度の定着化と普及啓蒙活動③傷病時利用の確保及び調整④ヘルパー要員の技術練磨向上⑤ヘルパー稼働計画の樹立と調整⑥緊急時(葬祭)におけるヘルパー対応⑦畜産クラスター事業の推進 など
12	本別町農民同盟補助金	農業者が営農する上で必要不可欠となる確定申告業務について、取りまとめ等を行っている当該団体に対して経費の一部を助成することで、農業者の適正な営農や負担軽減を図る。	農民同盟補助金
13	勇足地区基幹水利施設管理事業	国営明渠排水事業 利別川左岸地区において整備された勇足排水機場の維持管理及び機器更新を行う。	春期・秋期の年2回の機器類等の点検整備、電気料等の光熱水費、土砂上げ等施設の維持管理、機器類の更新。 平成29年度～
14	馬事振興事業補助金	本町における歴史ある馬事振興を図ることを目的し、馬の改良、増殖並びに利用促進を図るため種雄馬及び繁殖雌馬を導入し、生産馬の販路確保及び需要拡大を積極的に推進する。	馬の改良・増殖、販路・需要拡大の推進と馬事振興、馬産地としての地位確立を目指すため各種事業を行う。 ①町内産駒研修、②町家畜品評会、③十勝家畜総合品評会、④町外視察研修会
15	土づくり奨励特別事業	農業の基本である土づくりを推進することにより、安定的な収量の向上や経費の削減等を図るとともに、安全・安心な農産物の生産を支援する。	①緑肥種子代助成(補助率1/6以内、～R2まで) ②土壌分析費助成(補助率1/4以内) ※同一事業を3年間等、期限を定め随時検討
16	農地耕作条件改善事業	大雨等により影響を受けている農業用排水路において改修を行い、安定した農業経営を確立する。	農業用排水路の改修。平成30年度～

No	事務事業名	事業目的	事業内容
17	ラウンベ牧場管理運営事業	例年600頭以上の育成牛の放牧を行い、平行して授精業務を実施することにより畜産農家の労働時間の削減、経営の安定に寄与することを目的とする。また、R3年度から草地簡易更新を5年間で22.00haを計画している。	例年5月から10月に育成牛600頭の放牧を行い、飼養管理、繁殖管理、施設管理等をJA(常勤雇用4人)が実施している。草地管理はヘリコプターによる肥料散布の他、除草剤散布、また、水道管などの施設維持管理を行っている。
18	キレイマメ原料生産確保事業	本別町原産の中生光黒大豆キレイマメブランドに供給するとともに、その種の保存を図る。	中生光黒大豆作付助成 ※作付面積3.00ha、210,000円/1.00ha ※中生光黒大豆の実作付面積、JA出荷量に対して、反収3俵/10aで換算した面積の、いずれか小さい面積に対して助成
19	種子生産奨励事業	需要が高まっている馬鈴しょや生産者が減少している中生光黒大豆などの、種子を生産している農業者に対して補助を行うことで、生産量の拡大及び確保を図ることを目的とする。	町内の種子生産農業者への補助を行う ①馬鈴しょ 80,000円/1ha【農業振興基金】 ②中生光黒大豆 200,000円/1ha
20	道営農地整備事業(基幹農道整備)西仙美里地区	現道は建設から約50年を経過し、老朽化による道路の沈下や舗装の剥離から、車両の通行に支障を来している。本路線の改修により地域住民や通行車両の安全且つ安定した道路を確保する。	この事業は道営事業として実施する。町道西仙美里中央幹線道路は、道道本別留辺薬線を起点とした国道241号までの延長約10Kmの道路である。機能保全対策のため一部路盤の改修と舗装整備を第1工区と第2工区に分けて実施する。 第1工区 舗装改修延長 L=6.64km 道営総事業費 720,000千円 の計画。 実施工期(予定)令和6年度～令和10年度
21	乳牛改良事業補助金	酪農経営の後継者の組織として、乳牛の改良増殖と酪農経営の向上を図り、会員相互の技術・知識の向上並びに利益の増進を目指すことを目的に活動している。	①視察研修会、講習会の開催、②共進会、ブラック&ホワイトショウの開催、③ジャッジング講習の実施、また、本町を担う後継者がメンバーとなり乳牛改良同志会の運営、さらに女性、ジュニアクラブの育成も行っている。
22	サルモネラ症対策事業	国の疾病対策が確立されていないサルモネラ症発生による生産体制及び経営の早期立て直しを図り、地域畜産業の維持・発展のため発生農場に係る費用の支援を行う。	サルモネラ症が発生した酪農家に対し、①予防薬費用、家畜保健衛生所検査費用、②搾乳中の感染牛の自主淘汰、③廃棄生乳代、廃棄生乳輸送費用の1/2以内などの対策支援金を交付する。(総限度額200万円以内。酪振、JA、町で各1/3負担)
23	環境保全型農業直接支援対策	化学肥料、化学合成農薬の5割低減とあわせてカバークロップの作付等を行う農業者や有機農業に取り組む農業者に対して助成し、環境保全を図る。	①緑肥作付(化学肥料・化学合成農薬の5割低減) ②堆肥の施用(化学肥料・化学合成農薬の5割低減) ③有機農業の取組 ※それぞれの取組面積に対する定額補助で、 国・道:3/4、町:1/4を負担する

No	事務事業名	事業目的	事業内容
24	大家畜特別支援資金(特認)利子補給事業	借入金の償還が困難な大家畜経営体に融通した大家畜特別支援資金につき、融資機関との契約により利子補給を行う。(H28年度＝1件、H29年度1件)	①H28年度借入分 1戸1件 補助率:町＝0.06%、道＝0.12% 補助実施期間:H28年～R23年 ②H29年度借入分 1戸1件 補助率:町＝0.0625%、道＝0.125% 補助実施期間＝H29年～R24年 計 1戸2件
25	経営所得安定対策直接支払推進事業	経営所得安定対策の事務の円滑化を図るため、本別町農業再生協議会に補助金を交付する。	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 旅費、事務費、委託費、備品購入費等に対する補助
26	畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)	本事業により草地整備改良等を実施し、粗飼料自給率の向上を図り、安定した粗飼料生産体制を構築し、自給飼料の多給により濃厚飼料を削減し、生産コストの低減を図り安定した畜産経営を目指していく。	R7年度～R10年度の4年間の事業で、草地整備改良等を実施し、粗飼料自給率の向上を図る。 草地整備改良:60.00ha 草地造成 : 0.70ha 暗渠排水 : 2.70ha
27	生乳生産基盤安定特別対策事業	令和4年度より生乳生産量に制限が設けられていたが、翌年から制限が緩和されたため、JA本別町とともに生産基盤の回復に向けた乳牛導入支援を行い、本町の酪農生産基盤の維持・向上できるよう本事業を実施する。	○事業対象者 酪農経営農家全戸 41戸(見込み) ○事業内容 ①新型コロナ等の影響により生乳生産抑制を強いられた酪農家に対し、生産確保に向けて農協を通して搾乳用経産牛又は初妊牛を導入した場合に助成 ②町の助成頭数は市場取引順で150頭以内 農協は150頭を超えても助成を行う。 〈町補助額〉 ①導入頭数実績に対し、1頭10,000円を限度に助成 ・予算 助成額 10,000円×150頭＝1,500千円
28	利子補給事業	効率的、安定的な営農や災害対策等のために借入れた資金の利子の一部を助成することで、農業経営の安定化を図る。	①農地流動化資金(H27～) ②農業経営基盤強化資金(H7～R16) ③農業施設等導入資金(H28災害対策、H29～R8) ④農業経営緊急支援資金(H30長雨・冷湿害対策資金、R1～R10) ⑤H21湿害被害対策資金(H22～R1) ⑥H21冷湿害経営維持資金(H22～R1)
29	農業振興基金貸付事業	農業者による農作業支援・作業委託組織及び規模拡大に向けた複数戸法人等に対して、JAと連携しながら農業振興基金を活用し貸付を行う。また、貸付金の利息及び保証料の助成を行う。	①農業振興基金貸付金 ②利息及び保証料の助成 ※その他特定財源は農業振興基金を充当

No	事務事業名	事業目的	事業内容
30	ふるさと産業開発センター管理業務	当初の目的は達成し、現在は閉館している当該施設について、「豆ではりきる母さんの会」がトイレを使用していることや、地下水のポンプアップのため経費が掛っている。今後は、新たな活用方法の検討や、売却、取壊し等、関係機関と連携を図りながら協議していく。	管理業務 ※現在は、隣接する施設において活動している「豆ではりきる母さんの会」が、トイレのみ使用している。
31	銀河の里ツリーフェスティバル	豊富な森林資源を生かしたイベントである「銀河の里ツリーフェスティバル」について、実行委員会に対し補助を行い、イベントを核とした着地型観光による誘客を進めるとともに地域資源に新たな付加価値を見出し、地域産業の振興を図る。	銀河の里ツリーフェスティバル補助金 豊富な森林資源を生かしたイベント「銀河の里ツリーフェスティバル」への補助金、イベントを核とした着地型観光による誘客を進めるとともに地域資源に新たな付加価値を見出し、地域産業の振興を図る。

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興

(2) 農地の集積・集約化を推進するため、地籍調査を進めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	地籍調査事業	一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界の確認と調査を行って、境界や面積を確定し、万が一の災害に備えるとともに、農地利用集積を促進する。	一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界の確認と調査を行い、地籍簿及び地籍図を作成する。1実施区域を4年間で設定し、3年目に次の地区を着手していく。49年間で280.77km ² を実施する。

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興

(3) 農作物への被害を抑制するため、有害鳥獣対策を強化します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	環境緑地保護地区等事業	自然環境の適正な保全を推進する。	北海道自然環境等保全条例に定める、環境緑地保護地区及び記念保護樹木の保全と、行為の届出の受理等の事務を行っている。
2	有害鳥獣捕獲事業	有害鳥獣による農業被害を抑制するため、捕獲等を実施する。	町鳥獣被害対策実施隊員、町職員及び鳥獣の捕獲の許可を受けた者が、有害鳥獣の捕獲等を行っている。
3	有害鳥獣による農林業被害低減支援事業(残滓回収事業)	有害鳥獣による農業被害を抑制するため、捕獲者によるエゾシカ残滓処分の負担を低減し、有害鳥獣の捕獲を推進する。	エゾシカの残滓を回収する残滓ボックスを設置し、回収した残滓を廃棄物処分場へ運搬し処分をする。
4	有害鳥獣捕獲推進事業(狩猟登録補助事業)	有害鳥獣による農業被害を抑制するため、狩猟者登録の促進を図るとともに、捕獲者の災害時の補償を図り、有害鳥獣の捕獲を推進する。	捕獲者に対し、狩猟者登録費用の一部補助による個人負担の軽減並びに共済事業掛金及びハンター保険料を補助する。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	狩猟免許取得推進事業(新規取得補助事業)	有害鳥獣による農業被害を抑制するため、狩猟免許等の取得を推進し、有害鳥獣捕獲の担い手の確保を図る。	銃猟狩猟免許及び銃所持許可の取得費用の一部、並びにわな猟狩猟免許取得費用の全部を補助する。
6	農作物獣害防止対策事業	有害鳥獣から農作物を守るため、被害防止機材購入費の一部を助成し、農業経営の安定を図る。	①電牧資材②夜行性獣害防除機③防護ネット④わな一式⑤爆音機⑥その他(カイト鷹など) ※補助率1/4以内
7	鳥獣被害防止総合対策事業	エゾシカ侵入防止柵等の設置や有害鳥獣の捕獲、駆除等により農作物の被害を軽減し、農業経営の安定化を図る。	①エゾシカ防護柵設置 ②電牧柵・金網柵等設置 ③池北3町鳥獣被害防止対策協議会への助成 ④本別町鳥獣被害防止対策協議会への助成 ※その他特定財源は農業振興基金を充当

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興

(5) 農村が持つ多面的機能を活用した魅力ある地域づくりを推進します。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域の排水路・道路等の適切な保全管理を行う。	町内各地区の活動組織で、農業者と地域住民の共同活動により、排水路・道路等の草刈りや維持・補修等を実施。 【交付金対象面積】(令和4年度実績) ・畑 3,027.22ha ・草地 862.53ha 計 3,889.75ha

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興

(6) 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化に対応した担い手確保に努めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	グリーンサポートセンター運営事業	農業に希望と誇りをもって、安定的な発展と活力ある農村社会の形成を図るため、農業後継者のパートナー(配偶者対策)等、担い手確保対策の円滑な推進を図る。	実行委員会を組織し、カップリングパーティの開催、民間事業者主催の婚活イベントへの参加費用の助成、成婚者への記念品贈呈を実施。また、セミナーを開催しイベント参加者のフォローアップを行う。
2	本別町営農指導対策協議会補助金	本町農業の維持・発展のため、町内農業団体相互の連絡協調を図り、計画的営農改善を推進する。	本別町営農指導対策協議会補助金 ※その他特定財源は農業振興基金を充当 ※森林整備促進研究対策費(林務担当分)は森林環境譲与税を充当するため別計上

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	農業振興人材育成事業	農業経営者、後継者、女性農業者等の意欲向上及び農業技術の向上など、農業者の育成を図るための研修会の開催や参加等に対する経費の一部を助成する。	①勉学研修への助成 ②指導農業士・農業士への助成 ③新規就農者等担い手育成への助成 ④技術向上支援・農業塾の開催等への助成 ⑤グリーンツーリズム新進活動への助成 ※補助率1/2
4	農業次世代人材投資事業	青年等の就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得確保のため補助金を交付する。	農業次世代人材投資事業費補助金 経営開始型 R2採択者 個人 上限1,500千円/年 1件 R4採択者 夫婦 上限2,250千円/年 2件 ※いずれも令和6年度までの見込み
5	新規就農者等支援事業	農業振興基金を活用し、本町で就農を目指し営農実習等を実施しようとする新規就農予定者や経営を開始した新規就農者等へ助成し、新たな担い手の育成と確保を図り、本町農業振興の維持発展や、人口減少に歯止めをかける。	①新規就農予定者支援事業 ②新規就農者体験事業 ③新規就農者農業経営開始支援事業 ※その他特定財源は農業振興基金を充当
6	地域農業支援事業	農業振興基金を活用し、今後目指す地域農業、経営安定の実現に向けた研修、技術習得等の取組に対して支援を行い、本町農業振興に寄与する。	①農業者技術習得支援事業 ②先進地域農業研修等支援事業 ③作業免許等助成事業 ※その他特定財源は農業振興基金を充当

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策1 農林業の振興

(7) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の保全・管理を進めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	町有林経営管理事業(町有林整備事業)	森林の有する多面的機能が発揮されるよう、町有林の経営管理を行う。	本別町森林整備計画に基づき、適時に伐採、造林及び保育を実施している。
2	各種団体負担金	道内(管内)の地方自治体、林業関係団体等と連携し、森林整備や治山施設、林道の整備等を促進し、林業の振興を図る。	十勝流域森林・林業活性化センター、北海道造林協会、北海道治山林道協会、とから森林認証協議会(令和5年度から)の運営費用の一部を負担する。
3	町民植樹祭事業	町民参加による植樹祭の開催を通して、森林の有する公益的機能の普及啓発を図る。	町有林において、町民及び関係団体等からの参加者により、カラマツ等の苗を植樹している。
4	林道等整備・維持管理事業	森林整備や素材生産を効率的に実施するために必要な、林道等路網の整備及び維持管理を実施する。	林道等の路網の、降雨等による損壊の補修や、側溝の土砂上げ等の維持管理及び、長寿命化計画に基づき、林道橋1橋の定期点検等を実施している。 また、新規路線の整備を検討していく。 令和4~5年度に林業専用道1路線を整備する。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	地域林政支援活動事業	森林・林業行政の円滑な執行を図り、林業の振興及び多面的機能が発揮される森林の整備を促進する。	林地台帳の精度向上、経営管理意向調査、伐採及び伐採後の造林届出等の制度、町有林事業について、専門的知見を有する林業技術者が在籍する法人から支援、指導・助言を受けて実施している。※経営管理意向調査は令和4年度から休止
6	森林整備担い手対策事業	森林作業員に奨励金を支給することにより、就労の長期化・安定化の促進と、林業労働力の確保を図る。	森林作業員、事業主、町及び道が一定の掛金等を負担し、作業員に対し就労日数に応じた奨励金を支給する。
7	本別町営農指導対策協議会(森林整備促進研究対策事業)	森林整備の担い手の確保等、適切な森林整備や管理を行える環境の整備を推進する。	森林・林業先進地視察の実施
8	豊かな森づくり推進事業	伐採後の確実な植林や伐採跡地等への植林を支援することにより、森林資源の循環利用を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。	森林環境保全整備事業(国・道補助事業)の対象となった植栽事業に対し、標準経費の26%(道16%、町10%)を補助する。
9	民有林造林促進事業	森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。	森林環境保全整備事業(国・道補助事業)及び私有林等整備事業の対象となった森林整備事業に対し補助する。また森林環境保全整備事業の対象とならないが、実施が必要な森林整備事業に対し補助する。(令和3年度から拡充)
10	私有林等整備事業	森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。	森林環境保全整備事業(国・道補助事業)の予算不足により、補助金が配分されなかった事業に対し、標準経費の68%を補助する。
11	森林計画事業(電算システム使用料)	森林に関する情報の整備を図るなどして、森林整備の推進や法令に基づく事務に活用する。	森林経営計画制度事務、伐採及び伐採後の造林届出等の制度事務、森林の土地の所有者届出制度事務、林地台帳制度事務等、森林計画制度に係る事務を行う。

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策2 商工業の振興

(1) 事業者が安定的な経営基盤を確立するため、本別町商工会と連携した事業を展開します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	商工会いきいき商品券事業	市街地の商業機能の再生と地域商業活性化、愛町購買運動と景気対策を推進するため、商工会が実施するプレミアム商品券事業について補助を行う。	商工会 いきいき商品券事業補助金 市街地の商業機能の再生と地域商業活性化、愛町購買運動と景気対策を推進するため、商工会が実施するプレミアム商品券事業への補助金。
2	商工会育成事業	魅力ある商店づくり、個性ある商店街の形成、購買流出対策、愛町購買運動の推進等、商店街活性化を目指すため、本別町商工会へ補助を行う。	本別町商工会補助金(経営改善普及費、地域振興事業費) 魅力ある商店づくり、個性ある商店街の形成、購買流出対策、愛町購買運動の推進等、商店街活性化を目指すため、本別町商工会へ補助を行う。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	商工活性化センター運営事業	中心市街地の交流の場および商店街活動の拠点である商工活性化センターについて、貸館業務や維持運営を行う。	中心市街地の交流の場および商店街活動の拠点である商工活性化センター運営業務
4	中小企業の育成	本別町内の中小事業者の経営強化の基礎となる金融の円滑化を図るため、金融機関および商工会と連携し、町規則に基づく融資を行い、保証料・利息の助成を行う。	町中小企業融資事業(原資の預託、保証料・利子補給) 【R6財源内訳】 (歳出) ・預託金 120,000千円(北洋68,000千円、信金52,000千円) ・保証料 4,796千円 ・利子補給 5,720千円 (歳入) ・預託金+利子 120,001千円 ※年度末に金融機関から収入
5	商工業振興団体負担金(町外)	北海道の支援を受け、圏域における産・学・官の知恵とパワーを結集し、長期的、広域的視野に立って、農業を核とした地域産業の総合的な振興と活力ある地域社会の形成を目指す十勝圏振興機構の運営費の一部について負担する。	十勝圏振興機構運営費負担金 圏域における産・学・官の知恵とパワーを結集し、長期的、広域的視野に立って、農業を核とした地域産業の総合的な振興と活力ある地域社会の形成を目指す、十勝圏振興機構の運営費の一部について負担する。

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

2 商工業の振興

(2) 人材育成および後継者対策、新商品開発に向けた起業家支援事業を実施します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	起業家支援奨励事業	既存産業を守り、農・商・工連携等で生み出された新たな産業を支援するため、起業家へ対し助成を行う。	起業家支援奨励事業 既存産業を守り、農・商・工連携等で生み出された新たな産業を支援するため、起業家へ対する助成

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

2 商工業の振興

(3) 観光など一時的に本別町を訪れる交流人口、本別町と何らかの関わりを持つ関係人口対象者等へ、特産品等の情報発信を行うとともに農林業と連携し、魅力ある特産品の開発を進めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別町農産物加工施設等管理運営事業	本別町の観光・地場産品の振興のため、とりわけ付加価値の向上や新たな特産品開発や新産業の創出を目指すため、農産物加工の研究・開発を行う。食育等教育分野や、地域のコミュニティとしての有効活用も望まれる。	本別町農産物加工施設管理運営事業 本別町の観光・地場産品の振興のため、特産品開発や新産業の創出 (歳出)人件費、光熱水費、備品購入費、施設維持管理費11,932千円 (歳入)施設使用料、講習会受講料等495千円

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策2 商工業の振興

(4) 工業用地を確保するとともに企業立地を促進します。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	企業誘致促進事業	地域経済の活性化につながる企業の進出を促進するため、PR活動や必要な調査等を行う。また、誘致企業に対し、条例に基づき奨励金を交付する。	地域経済の活性化につながる企業の進出を促進するため、PR活動や必要な調査等を行う。また、誘致企業に対し、条例に基づき奨励金を交付する。 企業誘致協議、パンフレット作成、企業情報サービス 企業調査、企業誘致奨励事業、企業誘致支援事業

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策2 商工業の振興

(5) 雇用の安定と労働者福祉の向上を図ります。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	職業病健診(一般企業頸肩腕、振動障害健診補助)	医療機関との連携により、本別町振動障害対策協議会に加盟(R4年度で解散)していた団体への職業病健診を行う。	職業病健診委託料 健診料の40%を助成
2	勤労者貸付金	勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、町が労働金庫に預託した預託金を基に、労働金庫が窓口となり、町内に住所を有する勤労者に対し、生活の安定のために資金を融資する。	勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、町が労働金庫に預託した預託金を基に、労働金庫が窓口となり、町内に住所を有する勤労者に対し、生活の安定のために資金を融資する。 生活資金 100万円以内(7年以内返済、最終償還時満76歳未満)、融資利率1.00% 教育資金 100万円以内(7年以内返済、最終償還時満76歳未満)、融資利率0.85%
3	とから勤労者共済センター市町村連絡協議会負担金	従業員300人以下の十勝管内事業所に働く方々の福利厚生のため、管内市町村が出資し設置した、とから勤労者共済センターの運営費用の一部について負担する。	とから勤労者共済センター負担金
4	季節労働者雇用対策事業	冬季における季節労働者の雇用対策として、不用となった公共施設等の解体を行う。	建物解体業務委託料 5,024千円 北5丁目職員住宅・物置 西美里別住宅・物置 勇足保育所遊具撤去 通年雇用促進協議会負担金 227千円

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策3 観光の振興

- (1) 義経の里本別公園一帯について、自然環境に恵まれたレクリエーション地区として、環境の保全と適切な活用に努めるとともに魅力ある施設整備を進め、交流人口を増やします

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	義経の館運営事業	本別公園内の中央管理棟としての役割を担う「義経の館」を運営し、本町の観光振興を図る。	義経の館の維持管理 【R6予算】 (歳出) 光熱水費等維持管理費2,934千円 (歳入) 自動販売機電気料46千円
2	御所運営事業	本町の重要な観光資源である義経の里本別公園内に設置している観光型宿泊施設(5棟)について、予約業務や貸出業務などの運営業務を行う。	御所運営維持管理 【R6予算】 (歳出) 光熱水費等維持管理費4,694千円、備品購入費(エアコン購入)1,880千円 (歳入) 御所使用料5,040千円 ※人件費は、観光協会から支出
3	義経の里休憩所運営事業	本町の重要な観光資源である義経の里本別公園内に焼肉等の飲食可能な休憩所を整備し、運営する。	義経の里休憩所運営管理 【R6予算】 光熱水費等維持管理費646千円
4	遊歩道維持、巡視業務	義経の里本別公園内の自然に親しむ観光施設として遊歩道(カムイ山・弁慶洞・義経山)の整備・維持を行い、来園者の危険防止等の為に定期的に巡視する。	カムイ山・弁慶洞・義経山の遊歩道整備維持 【R6予算】 (歳出) 遊歩道巡視185千円(森と川の舎依頼)、遊歩道整備費30千円
5	キャンプ村維持整備事業	本町の重要な観光資源である義経の里本別公園内の静山キャンプ場及びバンガローの維持管理を行う。	キャンプ村維持整備 【R6予算】 (歳出) 光熱水費等維持管理費2,179千円、シャワールーム運営業務1,850千円、シャワールーム車台経費81千円 (歳入) バンガロー使用料450千円、シャワールーム520千円、ボート使用料750千円
6	本別町観光協会	町民の文化厚生発展向上を期し、産業の進展並びに観光客の親善など、町内観光の健全な発展を図るため、観光物産センターの管理運営及び協会運営費の一部について補助を行う。	本別町観光協会補助金 【R6予算】 (歳出) 人件費17,435千円(職員1、臨時5、パート10)、イベント支援1,400千円、広告料等5,301千円

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策3 観光の振興

(2) 道の駅および周辺施設の整備・充実を図り、誘客数の拡大を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	観光情報センター維持管理事業	本町の観光・地場産品の情報発信として観光情報センターを設置する。	観光情報センター維持運営管理 【R6予算】 (歳出) 光熱水費等維持管理費 1,787千円、管理委託費 1,283千円 (歳入) 自動販売機電気料38千円
2	観光パンフレット発行事業	本別町の観光・地場産品PR用パンフレットを作成し、町兄外の効果的な施設に設置するとともに、各種事業等で広報宣伝し、本町の魅力を伝え、来訪者を増員し、また、リピーターを増やすことで、地域の活性化を図る。	観光パンフレット等作成(本別散歩) R6年度 11,000部印刷予定 ※内、10,000部はA4三つ折り簡易版 ○設置予定箇所 ・町内: 本別公園、道の駅、観光情報センター、役場 ・管内: 十勝観光連盟、帯広空港、帯広競馬場ほか ・札幌: 北海道札幌観光案内所、ポールスター札幌ほか
3	観光事業団体負担金(町外)	十勝における観光事業の健全な発展と振興や町村間の連携促進を図るため、団体運営にかかる費用の一部について負担する。	十勝観光連盟負担金 北海道観光振興機構負担金 十勝シーニックバイウエイ・トカプチ雄大空間行政連絡会議負担金
4	コミュニティセンター(道の駅)施設維持管理事業	地域コミュニティ活動の拠点として、本別・仙美里の2か所のコミセン施設について、維持運営管理を行う。	本別・仙美里のコミセン施設の維持運営管理費用 本別・仙美里コミュニティセンター管理運営 (歳出) ・備品購入費、光熱水費等維持管理費 32,828千円 ※内、道の駅LED化1,930千円、舗装修繕4,295千円 エアコン購入1,400千円 NPO管理委託費 11,549千円 (歳入) ・使用料等2,588千円

I 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

3 観光の振興

(3) きらめきタウンフェスティバルを町民誰もが誇れる事業として継続していきます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別きらめきタウンフェスティバル	本別町最大のイベントである「本別きらめきタウンフェスティバル」について実行委員会に対し補助を行い、イベントを核とした着地型観光による誘客を進め、イベントの継続と更なる発展を目指す。	本別きらめきタウンフェスティバル実行委員会補助金

第1章 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

施策3 観光の振興

(4) 農畜産物を活用した特産品等の販路拡大など経済活性化につなげる取り組みを強めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	地場産品PR事業	道内の産直フェア等イベントに参加する中で、地場産品の販売を通しながら、PRや販売促進、販路拡大を図る。	イベント等において、本町特産品（農畜産物、スイーツ等）をPR活動に活用し観光振興を図る。（消耗品費・役務費）

第7次本別町総合計画 前期基本計画 施策別「重点的な取り組み」一覧

施策4 子育て支援の充実

- (1) 人格形成の基礎となる幼児期において質の高い教育・保育活動を提供します。
- (2) 子どもの成長と子育てのすばらしさを喜び合える地域を形成していきます。
- (3) 子どもの権利を尊重し、子どもが夢をもって活動する環境づくりを進めます。
- (4) 健やかに産み育てる、子育て環境の充実を図ります。
- (5) 自然と地域と親しみ、豊かな心と生きる力を育みます。
- (6) 子どもの健やかな発達を促す体制を促進します。

施策5 健康づくりの推進

- (1) 食べることは健康の基本と捉え、毎日の食事に配慮し、健康を保つことで健康寿命を延ばす取り組みを推進します。
- (2) 楽しく身体を動かして、心も体も健やかになる活動を推進します。
- (3) 働く世代や子育て世代のメンタルヘルス対策を推進します。
- (4) 生活習慣病の予防のために特定健診の実施率を高めます。
- (5) あらゆる感染症予防対策を推進します。

施策6 地域福祉の推進

- (1) 誰もが安心して心安らかに暮らすことができるよう、地域での支え合い活動や、課題解決に向けた取り組みを推進します。
- (2) 生活上の困りごと等について包括的な相談支援を通じて、自立支援に向けた取り組みを強めます。

施策7 高齢者福祉の充実

- (1) 夢や生きがいを持ち、健康で社会参加する活動を推進します。
- (2) 住み慣れた地域で安心して生活を持続けるための体制を整えます。
- (3) 高齢者が住み良い環境になるよう住宅に係る支援と整備を進めます。

施策8 障がい者福祉の充実

- (1) 障がいへの理解を深めるとともに障がいのある人との交流を推進します。
- (2) 障がい者福祉サービスと障がい者雇用の充実を図ります。
- (3) 障がいのある人が地域で生活するため、居住環境の充実を図ります。

施策9 医療体制の維持

- (1) 24時間、365日の患者受け入れ体制を整え、医療と安心を提供します。
- (2) 地域包括ケアの実現のために、介護・保健・福祉部門・他医療機関との連携を深め、最後まで自分らしく暮らせる地域の実現を目指します。
- (3) 良質な医療を継続的に提供するための医療体制を確保します。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策4 子育て支援の充実

^ 人格形成の基礎となる幼児期において質の高い教育・保育活動を提供します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	へき地保育所設置事業	児童福祉法第39条に規定されている保育所を設置することが困難である地域において、保育が必要な児童を受け入れる施設として、へき地保育所を設置運営する。	勇足へき地保育所(定員＝34名) 2歳児～5歳児の児童の教育・保育を担う 保育時間は、午前8時～午後5時15分まで 保育士4名体制(うち、会計年度職員1名)
2	認定こども園施設型給付費	町が定める基準により確認した教育・保育施設である認定こども園を利用して、幼児期の学校教育または保育の提供を受けるための給付。	施設型給付対象事業所＝こども園ほんべつ 1号認定、2号認定、3号認定それぞれに計算し、毎月、こども園に支払う。概ねの負担割合は、国＝50%、道＝25%、町＝25%であるが、利用者負担を軽減しているため、町の負担割合は、若干高くなる。
3	保育補助者雇上強化事業	こども園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とする。	保育士の補助を行う、保育補助者(無資格)の雇用に対し補助を実施(本事業は平成30年度から実施) 令和4年度まで 国＝3/4 町＝1/4 令和5年度から 国＝3/4 道＝1/8 町＝1/8
4	こども英語チャレンジ	就学前教育・保育施設に英語を母国語とする外国人講師を招聘し、楽しみながら英語に触れ、国際感覚を育むことを目的に実施するもの。	こども園と勇足へき地保育所のこども達と毎日生活する。 こども園＝月、火、木、金曜日(週4回) 勇足保育所＝水(週1回) 令和3年6月から町内3小学校の1年生2年生に対しても授業を行っている。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策4 子育て支援の充実

(2) 子どもの成長と子育てのすばらしさを喜び合える地域を形成していきます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	子ども子育て会議	本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること等を目的に会議を設置運営する。	本別町の子ども・子育て支援に関する事項を審議し、さらに関係する計画等について継続的に点検・評価・見直しを行う。町が進める子ども・子育て支援施策について点検および評価する機関として引き続き開催する。
2	放課後児童健全育成事業(学童保育所運営)	児童の放課後対策、子どもの育ちと子育てをめぐる環境整備。	児童生徒の放課後対策のため本別中央小学校区、勇足小学校区、仙美里小学校区の学童保育所を設置、運営を行う。 仙美里、勇足学童＝地区公民館内 本別学童＝中央小空き教室内

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	児童館管理運営事業	放課後や学校の長期休業期間などに、児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的に設置運営する。	栄町児童館(開館時間) 通常時 月曜日～金曜日 PM2時～PM5時 土曜日 PM1時～PM5時 春休み期間 月～土 AM10時～正午、PM1時～PM5時 夏休み、冬休み期間 月～土 PM1時～PM5時
4	本別町地域子ども会育成連絡協議会補助金	本協議会は、いかに地域社会の中で健全な子どもたちを導いていくかを責務と考え、各種行事を通じながら子どもの育成指導に当たって行くことを目的とし事業を推進している。	子ども七夕まつり 本別町少年少女リーダー研修会 子ども将棋・百人一首大会

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策4 子育て支援の充実

(4) 健やかに産み育てる、子育て環境の充実を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	乳幼児等医療費助成事業	子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	高校卒業前の子どもに対して医療費を全額助成をする。
2	母子保健対策事業	保護者が乳幼児の発達を正しく理解し、育児不安を解消し適切な育児ができるよう支援する。また、経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てる環境を整える。	・妊婦健診費用助成、妊産婦支援事業・不妊・不育症治療費助成事業・妊婦歯科検診・乳幼児健診・新生児聴覚検査・産後ケア事業・各種相談事業など ・出産子育て応援ギフト事業
3	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭等の20歳未満の子と父母に対して医療費を助成する。父母は入院のみ助成。(所得制限有)
4	認定こども園ほんべつ整備費補助	本町の子育て支援施策の核とし整備を行う認定こども園について、設置者に対し整備のルールに従い、一定率の補助を行う。	建設費から国庫補助金、町補助金を除く費用について、建設費支援として、平成29年度から令和12年度の14年間支援する。
5	地域子ども子育て支援事業(町直営分)	地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えるため、本別町において、「地域子ども・子育て支援事業」を展開する。	利用者支援事業(母子保健型) 負担割合 国=2/3、道=1/6、町=1/6 (令和3年度から割合変更) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業、乳児家庭全戸訪問事業、療育支援訪問事業、子ども守る地域ネットワーク機能強化事業 計5事業
6	地域子ども子育て支援事業(補助分)	地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えるため、子育て支援センターにおいて、「地域子ども・子育て支援事業」を展開するため、こども園に対し補助する。	利用者支援事業(基本型) 負担割合 国=2/3、道=1/6、町=1/6 (令和3年度から割合変更) 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業(一般型)、一時預かり事業(幼稚園型)、病児保育事業(体調不良児保育)、ファミサポ事業 負担割合 国=1/3、道=1/3、町=1/3 計6事業

No	事務事業名	事業目的	事業内容
7	就学前教育保育施設給食費助成事業	就学前の教育・保育施設等を利用する保護者の負担軽減を図る。	認定こども園、へき地保育所の3歳児から5歳児の食材料費に係る費用を助成する。 こども園1号 3,800円×9人×12月＝411千円 こども園2号 4,800円×58人×12月＝3,341千円 へき地保育所 175円×200食×18人＝630千円
8	児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	支給対象 中学校終了前までの児童を養育している方(所得制限あり) 支給額:0～3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 第1子・第2子 10,000円 第3子以降～15,000円 中学生～一律10,000円 特例給付 一律 5,000円 負担割合 国＝3歳未満被用者37/45 3歳未満非被用者、3歳以上～特例給付2/3 道＝3歳未満被用者4/45 3歳未満非被用者、3歳以上～特例給付1/6 町＝3歳未満被用者4/45 3歳未満非被用者、3歳以上～特例給付1/6
9	出産祝い金等支給事業	本町で誕生した子どもに、出産祝い金を贈呈する。	出産祝い金 子1人につき100,000円支給 (令和4年度開始:出生時に本別町に住民登録を有する保護者で、町税、町の公共料金等を完納している方) 燃やすごみ袋 0歳から2歳までの3年間 180枚配付は従来どおり

II 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

4 子育て支援の充実

(6) 子どもの健やかな発達を促す体制を促進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別町児童発達支援センター運営	発達に心配のある就学前児童、小学生、中学生等に対し、個別の療育を行う。また、地域における就労や生活支援、家族に対する支援も関係部署と一体となって支援する。	児童発達支援事業 放課後デイサービス事業 保育所等訪問事業 以上、3事業の運営
2	本別町児童発達支援センター環境改善事業	猛暑等の天候に関わらず、個人毎の療育指導計画に基づき療育を実施できるよう室内環境を整備する	令和6年度 エアコン設置 キッズルーム エアコン1台×648,560円 プレイルーム エアコン2台×851,840＝1,703,680円 直接工事一式 1,490,430円 機械設備経費 1,855,330円 合計:5,698,000円(緊急防災減災事業債)

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策5 健康づくりの推進

(4) 生活習慣病の予防のために特定健診の実施率を高めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	健康管理システム保守事業	町民の健康情報を一元化し、経年的に管理する	町民の健康相談、健診履歴、予防接種履歴など個人の健康情報を電算システムにより管理するためのシステム運用管理、プログラム・サーバ保守を行う。
2	成人保健対策事業	疾病の早期発見と生活習慣の改善による疾病予防のため各種健診事業およびメンタルヘルス対策を行う。	・町民ドック、各がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)、こころのほっと相談
3	国民健康保険事業(健康管理センターによる健康管理事業)	生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の重症化予防に努め、健康寿命の延伸を図ります。	・地域での健康教育、健康相談の実施。 ・健診結果に基づく保健指導の実施。 ・フレイル予防のための高齢者への指導。 ・健康ポイント事業の実施

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

5 健康づくりの推進

(5) あらゆる感染症予防対策を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	予防対策事業	感染症のまん延予防のために乳幼児から成人までの予防接種等を行う。	乳幼児予防接種、エキノコックス症検診、風疹抗体検査、
2	高齢者インフルエンザ予防対策事業(国保特別会計)	定期接種の対象である高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種を実施、助成を行う。	定期接種の対象である65歳以上の高齢者 60歳以上65歳未満の者であって心臓・腎臓・呼吸器の機能の障がい等のあるものに対して季節性インフルエンザワクチン接種を実施する。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策6 地域福祉の推進

(1) 誰もが安心して心安らかに暮らすことができるよう、地域での支え合い活動や、課題解決に向けた取り組みを推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	国民年金窓口サービスの充実	国民年金制度の理解を深め、年金未加入者や未納を防ぎ、確実な年金受給につなげる。	年金加入義務者への加入促進、各種制度の周知、年金加入者に係る各種届出、免除申請、裁定請求等の受理などを行う。
2	地域包括支援センター運営事業(地域支援事業)	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。	24時間体制による総合相談支援や、高齢者に対する虐待の早期発見や成年後見制度を活用した権利擁護についての相談事業などを行う。また、地域ケア会議を開催しながら、ケアマネジメントの資質向上に努めている。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	除雪サービス(市街地～委託・農村部～町)	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯の方を対象とし、身体的、経済的にも冬期間除雪の労力等の確保が困難な方に対し冬期間の除雪サービスを行い、高齢者等が自宅で安心して生活を継続できる環境を支援する。	H26年度福祉除雪の見直し及び地域での除雪のあり方の検討委員会設置。※H31年度より高齢者就労センターが解散することから今後の実施方法を見直す。
4	生活館運営事業	地域住民の生活改善及び福祉の向上を図るための事業。なお、社会福祉法においては、アイヌの人たちの居住する地区の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることが目的となっている。	広く地域住民の活動拠点として重要な役割を果たしており、その運営費について負担する。
5	訪問看護等利用者者負担軽減事業	低所得者が「訪問看護(予防)」「通所リハビリ(予防)」「短期入所療養介護(予防)」の介護保険サービスを利用する場合の利用者負担を軽減。	低所得者が「訪問看護(予防)」「通所リハビリ(予防)」「短期入所療養介護(予防)」の介護保険サービスを利用する場合の利用者負担を軽減する。
6	安心生活創造事業(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業)	高齢者や障がいを持っている方が、住み慣れた地域で安心・継続して自立した生活できるよう日常生活での困りごとを支援するため、「買物支援」や「見守り」などの提供を行う。	社会福祉協議会への委託により、高齢者や障がいを持っている方に対し、生活介護サポーター養成研修を受講し、生活・介護サポーターとして登録された訪問員が、「買物支援」や「見守り」などの提供を行う。
7	地域福祉計画見直し	保健福祉部門の基本計画として、「銀河福祉タウン計画」「障がい者福祉計画」等の共通理念と基本方向を示す。	健康長寿まちづくり会議の意見を聞きながら、5年に一度の計画の見直しを図る。
8	国民健康保険特別会計への繰出金	国民健康保険の円滑な運営と低所得者の国民健康保険税の軽減を図る	人件費並びに国保税の低所得者及び未就学児に対する保険料軽減額等を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しをする
9	本別町赤十字奉仕団	赤十字の博愛人道の精神に基づき、すべての人々のしあわせを願い、明るく住みよい社会を築き上げていくために陰の力となって身近な奉仕に従事することを目的とする本別町赤十字奉仕団を支援する。	各種奉仕活動等を行う本別町赤十字奉仕団の取組を支援する。
10	焼き砂配付事業	玄関前等の凍結による転倒防止のため、福祉世帯に対し「焼き砂」を配布する。	玄関前等の凍結による転倒防止のため、自治会で必要と認める福祉世帯へ焼き砂を配付する。
11	災害見舞金事業	町民が火災・暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震等により罹災したとき、その罹災者に見舞金を贈るとともに低所得世帯等の生活意欲の助長促進に資することを目的とする。	罹災者に対し見舞金、弔慰金を贈る。
12	戦没者追悼式	幾多の戦役において、国家のため自ら尊い命を捧げた尊霊並びに終戦を目前にして、あの熾烈な空爆の犠牲となられた尊霊に追悼の誠を捧げるとともに、ご遺族の幾久しきご安泰をお祈りし、恒久平和へ祈願する。	戦没者の方々へ追悼の誠を捧げるとともに、歴史を風化させることなく、後世へ伝えていくため毎年7月15日に追悼式を行う。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策6 地域福祉の推進

(2) 生活上の困りごと等について包括的な相談支援を通じて、自立支援に向けた取り組みを強めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	成年後見制度利用支援事業 (地域支援事業)	成年後見制度を活用する低所得者かつ身寄りのない人に対して市町村申し立てに伴う申請費用を助成する。	成年後見制度を活用するには、申し立てに要する経費や後見人への報酬の支払が必要となることから、親族がいない場合や親族がいても申し立ての意思がない低所得の高齢者にとっては必要性があっても利用できないという問題がある。このような高齢者の権利と尊厳を守るため、費用の一部を助成する。
2	市民後見推進事業(H26まで) 権利擁護人材育成事業(H27より)	専門職後見人だけではなく、市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があるため、市民後見人を確保できる体制の整備、市民後見人の活動を推進する。	社会福祉協議会への委託により、権利擁護人材育成事業を実施する。
3	本別町民生委員児童委員協議会補助金	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、社会福祉の増進に努める民生委員児童委員を支援する。	民生委員・児童委員協議会へ補助金を交付し委員が行う活動および運営に対し支援を行う。
4	本別アイヌ協会補助金	北海道に居住しているアイヌ民族で組織し、アイヌ民族の尊厳を確立するため、その社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展を図っている本別アイヌ協会を支援する。	各種事業を行う協会に対し一定の補助を行う。
5	日本赤十字社本別町分区	博愛人道の精神に基づき、すべての人々のしあわせを願い、明るく住み良い社会を築きあげていくための活動を行う。	社資募集などの各種活動を行う。
6	福祉灯油事業	灯油価格の高騰に伴い、町内に在宅で生活する一定の収入額以下の世帯及び生活保護世帯に対し、燃料・暖房器具及び冬用衣料等購入の一部を助成し、冬期間の経済的負担の軽減及び生活の安定を図ることを目的とする。	助成対象世帯へ1世帯当たり10,000円とし、ほんべつポイントカード協同組合が発行する商品券を支給 灯油単価により、支給要綱の変更あり

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

7 高齢者福祉の推進

(1) 夢や生きがいを持ち、健康で社会参加する活動を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	高齢者作品展	60歳以上の高齢者の日常の「生きがい活動」のひとつとしての趣味・特技の創造活動の発表の場として作品展を開催し、一層の「創造意欲の向上」、「技術の向上」を図る。	高齢者文化祭の開催に併せ、中央公民館において作品展示を実施。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	生きがいクラブの運営	趣味や技術の習得により、創造意欲の向上・生きがいにつながり、健康で明るい生活を送れるよう、老人福祉センターや陶芸センターにおいて、手芸・民謡・舞踊・陶芸の各講座を開催する。	概ね60歳以上の高齢者を対象とし、老人福祉センターや陶芸センターにおいて、手芸・民謡・舞踊・陶芸の各講座を開催する。(料金無料)
3	町長杯争奪ゲートボール大会	町内の高齢者を対象に高齢者の健康づくり生きがい活動のひとつであるゲートボールを通じての親睦と交流を図る。	町長杯争奪ゲートボール大会の開催 年1回開催
4	老人クラブ運営費補助金	高齢者の生きがいを高め健康で明るい長寿社会を実現し、更に高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援などを行い高齢者福祉の向上を図る。	老人クラブ連合会及び老人クラブ連合会に加入する単位クラブに対し補助金を交付する。
5	本別町敬老祝金	高齢の町民に対し、その長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらい、あわせて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的とし敬老祝金を贈呈する。 100歳長寿、88歳米寿77歳喜寿。(平成26年度から100歳と85歳に変更。)	100歳長寿者には現金7万円と商品券3万円、88歳には現金2万円と商品券1万円を贈呈する。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策7 高齢者福祉の推進

(2) 住み慣れた地域で安心して生活するための体制を整えます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	社会福祉事業の推進(社会福祉協議会補助金)	介護保険事業者及び障がい者福祉サービス事業者としての事業展開を行うとともに、局員人件費・事業費の一部を補助し住民福祉サービスの向上を図る。	児童から高齢・障がいのある人などの在宅福祉ネットワークの推進、配食サービス、ボランティア育成、相談支援体制の充実などの住民福祉サービスの向上を図るため、局員人件費と事業費の一部を補助する。
2	特別養護老人ホーム運営費(短期入所生活介護事業)	在宅の要介護者が短期間入所し、ケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護等日常生活の世話、健康管理、療養上の世話等のサービスを行う。	上記サービスについて、利用者一人ひとりのニーズや状態に合わせて適切かつ効果的に提供し、利用者の持っている能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うとともに、在宅生活における介護負担の軽減を図る。併せて収入の確保、経費節減、人材育成等により、一般会計からの繰入を減らしていく。 ベット数＝5床
3	地域介護予防事業	高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護予防に関する知識の普及啓発に努める。また、高齢者の身体状況に応じた新たな予防事業を行う。	元気いきいき教室やまる元運動教室、出張フィットネス、健康相談等を通じ、地域における介護予防事業の人材育成・支援を行う。 (介護保険事業特別会計)

No	事務事業名	事業目的	事業内容
4	後期高齢者医療制度広域連合負担金	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療費に係る負担金を負担する。	後期高齢者医療の給付等に要する費用額から一定以上の所得を有する者に係る給付等に要する費用額を控除した額の12分の1のうち、本別町に按分された額を負担する。
5	地域介護予防事業【介護予防普及啓発事業】(認知症予防事業)	自治会を単位とした「認知症予防教室」における地域の協力員(リーダー)への教室等の運営支援	自治会を単位とする「認知症予防教室」を展開する過程において、地域の協力員(リーダー)に対し、地域が主体となった教室等の運営支援
6	後期高齢者医療特別会計への繰出金	本町及び北海道後期高齢者医療広域連合が担う高齢者医療制度運営に係る経費を拠出する。	後期高齢者医療保険料の低所得者等に対する保険料軽減額の総額、及び本町及び北海道後期高齢者医療広域連合の制度運営に係る経費を一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰出する。低所得者等に対する保険料軽減額の総額の四分の三に相当する額は、北海道から交付される。
7	介護相談員派遣事業(地域支援事業)	介護サービスの質的向上とサービス利用者の権利を守る。	介護相談員が事業所訪問や家庭訪問を行い、サービス利用者や事業所職員との面談を通し、介護サービス利用者の不満・要望等を聴き、事業者や行政に橋渡しし改善に向けた働きかけを行う。
8	介護予防支援事業(介護サービス事業特別会計)	要介護状態への移行を防ぐため、介護予防の視点から適切なサービスを提供する。	要支援認定者の心身の状態、環境等のアセスメントや本人・家族の要望を受け、介護予防の視点から適切なサービスを提供する。
9	介護保険給付事業(介護保険事業特別会計)	各介護サービスに係る介護給付費。	介護保険法による給付事業。
10	健康長寿のまちづくり会議	保健福祉施策への町民の参加と共同連帯による長寿のまちづくりを推進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障がい者保健福祉計画への意見反映や進ちょく状況の確認、第三者の立場での介護保険サービス等の苦情調整、事業評価などを行い、町民参加の福祉のまちづくりを進める。
11	居宅介護支援事業(介護サービス事業特別会計)	要介護認定者に対する適切なサービス提供や関係機関と連携した事業展開を行う。	要介護認定者の心身の状況、環境等のアセスメントや本人・家族の要望を受け、適切なサービスを提供するとともに、事業者等の関係機関の連携調整や施設紹介などを行う。
12	緊急通報システム装置設置	生活不安の解消及び人命の安全の確保に努めるため、急病・災害等の突発的事態発生時に迅速かつ正確な救援体制を整えるとともに、人感センサーの設置により安否確認等に努める。	町が保有する装置を貸与し、通信回線で高齢者等の自宅と緊急通報センター(コールセンター)を結び、急病・災害等の突発的事態発生時に迅速かつ正確な救援体制を整えるとともに、人感センサーの設置により安否確認等を行う。 【支出】通信サービス料 249千円、装置設定 7千円 借上料 5,914千円 計 6,170千円 【収入】諸実費等収入 2,000円×33台×1ヶ月 2,000円×66台×11ヶ月 2,000円×50台×10ヶ月 国費＝令和5年度補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(TYPE1))

No	事務事業名	事業目的	事業内容
13	事務費(介護保険事業特別会計)	資格管理、保険料賦課、認定事務等に係る事務費。	介護保険法に係る事務事業(資格管理、保険料賦課、認定事務等)に係る事務費。
14	福祉電話事業	ひとり暮らし高齢者に福祉電話を貸与することにより、孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て安否確認、緊急時の連絡の確保を図る。	福祉電話、電話機の貸与。
15	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業に対する支援(補助)事業	社会福祉法人等における利用者負担の軽減に対する支援事業	(1)低所得者に対する利用者負担の軽減 社会福祉法人 50/100 特 養 25/100 (2)訪問介護特別地域加算に係る利用者負担の軽減 特別地域加算 小規模多機能型居宅介護施設R3.4月から適用 自己負担1割のうち10%軽減(本人負担0.9割)
16	介護人材確保対策事業	介護現場における人材確保、育成、定着を推進するため、本町として総合的な介護人材確保対策に関する施策。	介護職員等資格取得・研修支援事業(H27～)、ほんべつ福祉セミナー(H28～)、介護職員初任者研修(H28～)、介護従事者就業支援等補助金(H28～)、介護職員等養成修学支援貸付事業(H29～)、を実施し、介護職の人材確保に努める。
17	福祉有償運送運営費補助金	高齢者等の在宅生活の向上(外出困難者の足の確保)や介護者の介護労力の軽減を図るため、社会福祉協議会が通院などの送迎を行う。	高齢者等の在宅生活の向上(外出困難者の足の確保)や介護者の介護労力の軽減を図るため、社会福祉協議会が通院などの送迎を行う費用の一部について補助金を交付する。
18	第9期銀河福祉タウン計画策定業務	第9期銀河福祉タウン計画の策定を行う。	第8期銀河福祉タウン計画最終年度のため、次年度から施行する第9期計画の策定を行う。(次回R5年)
19	訪問看護ステーション設置運営負担金	訪問看護サービスを必要な人を提供する社団法人北海道総合在宅ケア事業団に対する負担金。 ※H23年度より総合ケアセンターに事務所移転	訪問看護サービスを必要な人を提供する社団法人北海道総合在宅ケア事業団に対する負担金。 ステーション設置市町村:年間70万円
20	本別町シニアヘルスアップ事業(いきいきふるさと推進事業)	町民が「病気知らずで健康的な身体づくりの新習慣」を身につけるため、自らが意識して運動を習慣的に取り入れる生活を行うことがいつまでも健康的であることへの第1歩であり意識醸成を行う。	いきいきふるさと推進事業を活用 【講演会】 健康や運動にかかわりのある著名人をゲストに、運動習慣の重要性や継続性の大切さを講演いただき、意識醸成を図る。 【体力測定会】 60歳以上の住民を対象に体力測定会及び認知症機能検査を実施し、自身の身体状況を確認する。
21	介護基盤等整備事業(老人ホーム)	第8期計画期間中に特別養護老人ホームの整備について検討を進め、第9期計画期間内に、設計、工事、供用開始する。	R6年度にあり方検討・設計 R7年度に工事 R8年度中の供用開始を目指し事業を進める。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
22	本別町はいかい高齢者等SOSネットワークシステム	認知症等により、はいかいする高齢者等について、早期に発見・保護することで当該者の生命と身体の安全を図る。	本別町、本別警察署が行政機関や民間組織及び地域を結ぶネットワークを構築し所在不明になった高齢者等を早期に発見・保護することで当該者の生命と身体の安全を図る。
23	高齢者福祉施設管理運営	介護予防や地域福祉活動の拠点施設として利用されている施設の管理運営を行う。	総合ケアセンター、老人福祉センター、陶芸センター、ふれあい交流館、地区ゲートボールハウス、世代交流館、勇足生きがい館の高齢者福祉施設についての管理運営を行う。
24	地域支援事業「通所型介護予防事業」	特定(虚弱)高齢者把握事業により、対象者と判定された方が、要支援状態になることを防ぐ。	社会福祉協議会への委託により、通所による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」の3メニューを中心として実施する。また、「閉じこもり予防」、「認知症予防」、「うつ予防」が必要な方に対しても実施する。
25	地域支援事業「認知症高齢者見守り事業」	認知症高齢者の介護は長時間の見守りが必要なことから、家族介護者の心身の負担等の軽減を図る。	社会福祉協議会への委託により、介護家族の不在時などにやすらぎ支援員が認知症高齢者を見守る。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策7 高齢者福祉の推進

(3) 高齢者が住み良い環境になるよう住宅に係る支援と整備を進めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	特別養護老人ホーム運営費	入所する要介護者に対し、ケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを行う。	上記サービスについて、利用者一人ひとりのニーズや状態に合わせて適切かつ効果的に提供し、利用者の持っている能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。併せて収入の確保、経費節減、人材育成等により、一般会計からの繰入を減らしていく。 ベット数＝50床
2	住宅改修費助成事業	高齢者等が自宅において自立した生活を営むことを支援するため、高齢者等が自立して生活しやすくなるための住宅の改修に要する費用に対する助成金を交付する。	高齢者等在宅生活の継続を図るため、市町村民税非課税世帯を対象に小規模住宅改修費の一部を助成(限度額30万円)する。 (1) 要支援・要介護認定者:住宅改修経費の10分の9(介護保険で給付される金額を控除後) (2) 一般の高齢者:住宅改修経費3分の2(対象経費3万円以上の改修)
3	老人保健施設建設費補助金	症状安定期にあるリハビリ、看護、介護を必要とする寝たきり高齢者等の要介護者に対しての介護保険施設サービスの整備充実を図るため、誘致した民間事業者へ対し補助する。	誘致した民間事業者へ対し、当初借入金に対する償還利息分について補助を行い経営の安定化を図る。
4	地域支援事業「住宅改修支援事業」	住宅の改修を行う高齢者等に対し、本人の価値観、生活感、身体状況、経済状況などを考慮しながら、住みやすい住宅の整備を図るため、改修方法、費用の概算見積もりなどを行う。	住宅の改修を行う高齢者等に対し、民間建築士の協力のもと、建築士、理学療法士、ケアマネジャー、福祉担当者などによる住宅改善支援チームが利用者宅に訪問し、改修方法、費用の概算見積もりなどを行う。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策8 障がい者福祉の充実

(1) 障がいへの理解を深めるとともに障がいのある人との交流を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	障がい者週間記念事業補助	障がい者週間記念事業を通して町民に広く障がい福祉について理解を深め、障がいのある方があらゆる分野の活動を積極的に参加する意欲を高める。	チャレンジド・ネットワークほんべつが中心となり各障がい者団体が催し物を企画。住民参加型のイベントを開催し啓発を行うことで、障がいや障がいがある方への理解を深める。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策8 障がい者福祉の充実

(2) 障がい者福祉サービスと障がい者雇用の充実に図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	自立支援医療制度	身心の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する。	更生医療・育成医療・精神通院医療を受けている方に対して、医療費の自己負担額の軽減を行う。
2	障がい者介護給付費	障がいのある方が能力や適性に応じ自立した日常生活・社会生活を営む事ができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他支援を行い福祉の増進を図る。	障がい者自立支援法に規定する、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障がい者特別給付費。具体的には施設入所や居宅介護等にかかる利用者負担金を除いた給付費
3	障がい者等相談支援事業	障がいのある方が自立した日常生活を営む事が出来るよう相談支援を実施する。	サービス等利用計画について相談・作成などを行い障がい者・児の抱える課題の解決や適切なサービス利用へのケアマネジメントを実施。また、基本相談としても情報提供やサービスの利用支援や、関係機関と連携し権利擁護、資源開発等の推進を行う。 事業については、障がい者介護給付費(扶助費)に記載
4	障がい者保健福祉計画策定業務	障がい者福祉総合計画を策定し、障がい者に係る保健福祉全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していく。	障がい者福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの数値目標と確保のための方策を盛り込んだ障がい福祉総合計画を3年毎に策定する。
5	障がい程度認定区分事務費(3町広域事業)	介護給付費等に関する障がい支援区分の審査及び判定を行う審査会を設置・運営する。	身体、知的、精神の各障がい者に必要な介護の時間を統一の基準で算定し、「非該当」「区分1」から「区分6」まで7段階に分け、区分に応じて、福祉サービスの支給を決定するための審査会設置に伴う事務費を負担する。
6	在宅精神障がい回復者通所施設交通費助成事業	在宅の精神障がい回復者が通所施設等に通所する場合に要する交通費用を助成することにより、その費用負担を軽減し社会復帰を促進する。	通所施設等に通所する精神障がい回復者の交通に要する費用について、週1回を限度として助成する。 ①バスを利用する場合 実費 ②自家用車を利用する場合 1キロメートルにつき30円

No	事務事業名	事業目的	事業内容
7	地域活動支援センター事業(ほんべつフリーライフ)	地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行うことにより障がいのある方の地域生活支援の促進を図る。	生活訓練・作業訓練が必要な人に対して、地域社会や関係機関の一体となって自立支援促進と福祉向上を図る。
8	地域活動支援センター事業(広域利用)	地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行うことにより障がいのある方の地域生活支援の促進を図る。	本別町から、または住所地特例でケアホーム、グループホーム等から他市町村で行われている地域生活支援センターに通所し、社会的な自立に向けた軽作業や生活訓練を行うため、利用実績による負担を行う。
9	障がい者地域生活支援事業	障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営む事ができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ柔軟な事業を実施し福祉の増進を図る。	障がい者自立支援法に定められている「コミュニケーション支援事業」や「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」や「日中一時支援事業」などの任意事業を行う。
10	補装具給付修理事業	身体機能を補完・代替する補装具を支給することにより、障がい者が日常生活を送るうえで必要な移動の確保や就労場面での能率の向上などを図る。	身体障がい者が装着することにより、失われた一部、あるいは機能を補完するため、義肢(義手・義足)・装具・車いすや杖・義眼・補聴器などを支給する。
11	本別町障がい者自立支援協議会	障がいのある人が自らの意思に基づき、主体的に地域社会に参加し、自立した生活を送ることのできる社会づくりを目的とする本別町障がい者自立支援協議会を設置する。	障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、雇用関係者、学識経験者等の委員で構成される組織において、地域生活支援事業等の障がい福祉に関する事項について、調査・審議等を行う。
12	本別町障がい者福祉相談員	障がい者及びその家族の実態を把握し、障がい者の療育、生活等の相談に応じ、必要な助言等を行うため、本別町障がい者福祉相談員を置く。	障がい者及びその家族の実態を把握し、障がい者の療育、生活等の相談に応じ、必要な助言等を行う。
13	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図る。	身体障害者手帳1～2級・3級(一部)及び療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級(精神は通院のみ)の交付を受けている方へ医療費の助成をする。(所得制限有)

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策9 医療体制の維持

(1) 24時間、365日の患者受け入れ体制を整え、医療と安心を提供します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	救急体制維持事業	24時間・365日の救急医療体制を維持し町民の安心を確保する。	平日夜間及び休日の時間外・救急診療体制を確保するため、外部からの宿日直担当医師等を招聘する。
2	外来診療体制維持事業	専門診療科を開設し町民の利便性向上を図る。	内科、外科といった基本診療科だけでなく、整形外科や眼科等の専門診療科を開設し、町民の利便性向上を図る。

第2章 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

施策9 医療体制の維持

(3) 良質な医療を継続的に提供するための医療体制を確保します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	効率的な病院運営の維持	経費節減と人的リソースの効率運用、医療サービスの安定提供のバランスを考慮した業務の外部委託を進める。	専門知識や専門資格が必要等病院職員で賄いきれない業務について経費削減効果も鑑みながら外部委託を実施。
2	医療機器整備事業	一定程度の医療水準を保つために必要な医療機器について、耐用年数や使用頻度を勘案しながら計画的に更新や新規購入を実施する。	放射線や血液検査等の検査機器や人工透析システム等医療機器について、計画的な購入を実施。
3	病院事業会計繰入金(収益収支)	病院事業会計への繰入金。	繰入基準通知に基づく項目による不採算部分等への繰入 ※特定財源は、過疎対策ソフト事業債を充当
4	病院の質の向上	病院の利用者である町民の意見を聞く機会を設け、広く意見をいただくことによりサービスの質の向上につなげる。	病院モニター会議や「患者様の声」受付箱により広く意見をいただきサービスの質向上につなげる。また各種研修会を実施することにより自己研鑽を積む。
5	病院施設設備等更新事業(リース含む)	病院建物の基幹設備(冷暖房空調設備等)の更新を実施し安定した病院運営を実施する。	主に冷暖房空調設備の更新を実施し安定的な病院運営を図る。
6	帯広高等看護学院負担金	十勝地域の保健医療従事者の育成を目的に管内19市町村が設置者となり運営している。	管内19市町村で、十勝地域の保健医療従事者の育成を目的に分担金の負担を行う。
7	厚生病院運営費補助金	地域医療を確保するため、地方センター病院である帯広厚生病院の不採算部門の病院経営を支援する。	管内19市町村で不採算部門(救急救命センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療)の収支不足分を補助対象とする。

第7次本別町総合計画 前期基本計画 施策別「重点的な取り組み」一覧

施策10 学校教育の充実

- (1) 一人ひとりの発達段階に応じた個性を生かした教育を実施し、基礎学力の向上を図るとともに、さまざまな学習機会を通じて生きる力を育むことに努めます。
- (2) 変化する社会情勢に対応するため、家庭・学校・地域が協力し、子どもと大人が共に学ぶ活動を展開するなど、人間的な成長を図ります。
- (3) 道徳心や思いやりの心を養う教育を推進するとともに、いじめや不登校などに関する相談体制の充実を図ります。
- (4) 子どもたちが充実した学校生活が送れるよう、学習環境の整備、充実を図ります。
- (5) 情報化の進展、国際的移動の活性化、AI(人工知能)の進化などの社会的変化に対応した教育を推進します。
- (6) 本別高校の魅力ある学校づくりを支援していきます。

施策11 社会教育活動の推進

- (1) 明るく豊かなふるさとづくりを進めるため、自発的な学習と連帯感を育てる社会教育活動を推進します。
- (2) 生涯各期に応じた学びを推進し、生きがいやまちづくり、社会参加活動につながる取り組みを推進します。
- (3) 文化芸術活動に触れる機会を提供し、生活に潤いをもたらす活動を推進します。
- (4) 地域間交流や国際交流を行ない、他地域の歴史や文化等を学ぶとともに交流を通して豊かな人間性と社会性を育む取り組みを推進します。
- (5) 社会参加活動を担う人材を育成し、平和で豊かな地域社会づくりを推進します。

施策12 スポーツ活動の推進

- (1) スポーツを通して健康の保持や体力づくりを行うとともに、町民相互の交流を図るため、関係団体等と連携し、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる生涯スポーツ活動を推進します。
- (2) 各種競技力向上のための技術講習会、大会等を開催するとともにスポーツ少年団やスポーツ団体活動を支援し、体力増進とスポーツ活動の日常化を図ります。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策10 学校教育の充実

^ 一人ひとりの発達段階に応じた個性を生かした教育を実施し、基礎学力の向上を図るとともに、さまざまな学習機会を通じて生きる力を育むことに努めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	英語指導助手配置事業(中学校)	中学校にALT(外国語指導助手)を派遣し、生きた英語に接する機会を提供し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図る。	本別中学校週2日程度、勇足中学校週1日程度ALTを派遣し、各学年に入り担任と連携して授業を支援していく。
2	英語に慣れ親しむ活動促進事業(小学校)	小学校中学年(3,4年生)の段階から英語に慣れ親しむ機会を設け、英語をより身近なものとして感じさせ、国際理解教育の推進を図る。	小学校中学年(3,4年生)の教育課程35時間分の英語授業について、町内各小学校においてALTを派遣し、担任と連携して授業を支援していく。
3	英語科専任講師派遣事業(小学校)	新学習指導要領改訂で「英語」が小学校で教科化されるため、学級担任の他に専任英語講師を雇用し、円滑な学級運営体制を構築するため、配置する。	小学校高学年(5,6年生)への担任とT・Tによる授業支援
4	小中学校用教科書の採択替えに伴う教師用指導書の購入事業	本町における教育水準確保と授業効果の向上を図るため、教科書の採択年度に合わせて教師用指導書を購入する。	教師用指導書の更新。
5	小中学校AI型学習ドリル導入事業	児童生徒の1人1台端末へ家庭学習等で利用できるAI型学習ドリルを導入し、学力向上を図る。	児童生徒の1人1台端末へAI型学習ドリルを入れて家庭学習に活用することで児童生徒の自学推進、宿題の進捗把握・管理の簡易化、得意不得意の傾向を可視化、教職員の宿題準備時間の短縮などにつなげることによって、児童生徒の学力向上を図る。 国費＝令和5年度補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(TYPE1))

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策10 学校教育の充実

(2) 変化する社会情勢に対応するため、家庭・学校・地域が協力し、子どもと大人が共に学ぶ活動を展開するなど、人間的な成長を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	ほんべつ学びの日推進事業奨励金	子どもたちの生きる力を育むため学校と家庭・地域が一体となり、学校や地域自らの発想をもって教育活動を展開する「ほんべつ学びの日」を実践・推進する事業に対し奨励金を交付する。	各学校が企画立案する学びの日の「4つの風」に沿った地域参画の事業に対し、奨励金を支出する。
2	キャリア教育推進事業	中学生を対象に、地域での職場体験を通して、自身の進路を決定できる能力や職業観・勤労観の育成を図るための教育活動を展開する。	職場体験学習、調べ学習、高校生と進路について知る学習の実施

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	親子ふれあう給食並びに食べて学ぶふるさと給食	本別町で生産・加工されている食材を最大限に活用した献立で給食を提供することで、児童生徒の地場産物に対する理解を深め、郷土を大切に作る心を育むとともに、保護者と生徒と一緒に試食をしながら交流し、地場産物や地元加工食品への認識と理解を深めてもらうことを目的とする。	学校給食法第2条(学校給食の目標)4項～6項に規定される食を共にすることの大切さ、食の役割、栄養や働きを学ぶため、地元の農産物や加工品を主な材料とした給食を児童生徒と家族等に提供し、食材のすばらしさを知り、作った方々の苦勞に感謝しながら食を通じたふれあいを実施する。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策10 学校教育の充実

(4) 子どもたちが充実した学校生活が送れるよう、学習環境の整備、充実を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	学校給食共同調理場の運営	学校給食は、児童生徒の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図り、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として実施され、安全で安心な地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供するなどして特色ある学校給食の提供を図る。	学校給食法により、学校設置者は共同調理場の設置および給食の実施に努めなければならない、成長期にある児童生徒の心と体の健全な発達のために、バランスのとれた安全・安心で美味しく栄養豊かな給食の提供と健康の増進、体位の向上を図り、給食を通じた食の大切さや心の育成に向けた食育の推進を目指している。また、食物アレルギーを持つ児童生徒には、アレルギー対応の給食により安全で安心な学校給食の提供を行っている。平成30年度からは、多子世帯の児童生徒(3人目以降)の給食費を全額免除している。
2	町民試食	学校給食運営に向けて町民への試食により献立や調理などに対する理解を図る。	学校給食運営への協力と理解、献立・調理等に対する意見交換などを目的に、学校の行事開催時などに、保護者や町民の方々に給食試食を実施する。(有料 1食500円 R6)
3	教職員住宅修繕・改修・改築事業	教職員の居住環境の改善並びに本町への居住促進のため、計画的に改修改築を行う。	教職員住宅の改築・改修・修繕・解体 住宅数 小学校 36戸 中学校 29戸
4	町有バス(スクールバス)	町有バス(スクールバス)の運行	町内遠隔地に居住する児童生徒の通学・高齢者等の交通弱者の通院及び買物等の交通確保をするため町有バスを運行する。スクールバス8路線中、美里別中線、押帯線、新生線、負簾線の4路線を直営で、他4路線(美里別西線・上本別追名牛線・美蘭別線・美里別統合線)は教委が委託で運行している。8路線中、兼町有バス路線は7路線。
5	児童生徒輸送業務委託	児童生徒の遠距離通学者の足を確保するため運行するスクールバスについて業務委託を行う。 町所有のバスによる運行委託と、児童生徒の少ない路線及び小学校低学年下校用(中間輸送)については完全委託を実施。	中間輸送バス、美蘭別線、美里別統合線、上本仙追名牛線、美里別西線の運行、業務委託料を支出。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
6	学校修繕・改修事業	教育施設の計画的な改修、補修により施設の延命を図ると共に、快適な教育環境を保ち、教育の充実を図る。	学校施設 大規模改修、小破損の修繕等、修繕費・工事費 R6 勇中 地下タンク修繕 2,662千円、各学校施設修繕 2,200千円 勇小学 遊具等修繕 717千円 R7 中央小 ボイラー改修 15,000千円、各学校施設修繕 2,200千円 R8 勇小 FFストーブ修繕 2,500千円、各学校施設修繕 2,200千円 R9 勇中 ボイラー改修 14,000千円、各学校施設修繕 2,200千円
7	学校教育振興会補助金	本町における教育活動の充実と振興を図るため、振興会に対し補助を行い、それぞれの分野における教育研究、教育研修、教育実践発表等を展開し、教職員の資質の向上と児童生徒への教育的波及効果を生み出す。	【実施事業】教育研究大会・小学校芸術鑑賞会・中学校英語暗唱大会・中学校意見発表会・児童生徒作品展・教職員道内研修 【発刊書物】「本別の教育」
8	夢と個性溢れる学校活動費	地域の伝統や特色を生かした「学校行事」や「総合的な学習」に係る経費を補助することにより、教育環境の充実や学校運営の円滑化を図る。	【小学校】入学式、運動会、学習発表会、卒業式、生活科・総合的な学習等 【中学校】入学式、体育祭、野外体験学習、文化祭、卒業式
9	中学校エアコン設置工事	近年の夏場の気温上昇から生徒の健康を守り、また学習環境を改善するため、中学校の普通教室及び職員室に換気機能付きエアコンを設置する。	各中学校の普通教室等に換気機能付きエアコンを設置。 本別中学校 11台（普通教室 8台 職員室・校長室3台） 勇足中学校 8台（普通教室 5台 職員室・校長室3台） 窓断熱パネル取替19ヶ所、コンセント増設等
10	要保護及び準要保護児童就学援助費	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒について、必要な援助を行い義務教育の機会均等を図ることを目的とする。	【援助費目】 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、体育実技費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費
11	特別支援教育就学奨励費	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援教育の特殊事情に鑑み、児童又は生徒について必要な援助を行い、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。	【援助費目】 学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、体育実技費学校給食費

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策10 学校教育の充実

(5) 情報化の進展、国際的移動の活性化、AI(人工知能)の進化などの社会的変化に対応した教育を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	教育用・校務用コンピュータ更新事業	児童生徒の情報活用能力の育成や校務の情報化推進を継続するため、教育用・校務用のパソコン及び関係機器を更新する。	校務用PC、児童用PCの更新

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	総合教育研究所経費	本町における教育について、生涯学習の視点に立った学校教育と社会教育の総合的な調査研究等を行うため、総合教育研究所を設置する。	本別町社会科副読本の調査・改訂 ほんべつ学びの日の推進に関わる改善・充実 本別町の児童・生徒の学力の向上に向けた取組の支援 所報『還流』の発行(9月と2月) 会議・研修会参加奨励金、消耗品費を支出。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策10 学校教育充実

(6) 本別高校の魅力ある学校づくりを支援していきます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別高校の教育を考える会補助金	本別高校の統廃合問題、今後の方向性を探るための調査研究及び特色ある学校づくりを支援するための各種活動を行う「考える会」に対し補助を行う。	資格取得検定料助成、オープンキャンパス参加助成、模擬試験受験料助成、補助教材活用費助成、部活動助成、遠距離通学補助、校行事交通費支援、入学準備支援(制服購入支援)、海外研修支援、浦幌線通学バスの運行。 実施団体に補助金を交付。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策11 社会教育活動の推進

(1) 明るく豊かなふるさとづくりを進めるため、自発的な学習と連帯感を育てる社会教育活動を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	各種芸術文化大会派遣事業	本別町民の自主的な文化活動を助長し、町民の資質向上を図るために、団体及び個人が各種文化大会等に参加する場合の町費の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	教育・芸術文化で優秀な成績を収めた児童生徒(団体及び個人)の全道・全国大会等の参加にかかる経費を助成する。
2	本別町PTA連合会補助金	町内の小中学校PTAの連携を密にし、児童生徒の教育に関する研修並びに教育振興と親睦を図ることを目的としている。	町PTA連合会(団体)に対して、各種研修活動や事業運営を担保するため、補助金を支給。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策11 社会教育活動の推進

(2) 生涯各期に応じた学びを推進し、生きがいやまちづくり、社会参加活動につながる取り組みを推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	各種公民館講座・講演会等の実施	「柔軟な発想と目的を実現できる心を育む人づくり」「ふれあいから生まれる仲間づくり」などを目標とし、心の豊かさを実感できるきかけづくりの場として、公民館講座及び講演会等を行う。	公民館講座 ジュニア体験活動 伝統文化こども教室

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	公民館活動推進費補助金	住民が自ら生涯学習の観点に立って公民館を拠点とした事業を推進する、勇足地区・仙美里地区・美里別地区の支援のため公民館運営推進委員会に補助金を交付する。	公民館活動推進費 補助金 勇足地区公民館 87,000円 仙美里地区公民館 51,000円 美里別地区公民館 52,000円
3	各種講座	生涯各期に応じた学びの提供と、教養の向上を援助し、生きがいに満ちた生活を醸成させ社会参加活動を促進する。	「義経教室」や「ほんべつ学」を活用し、生きがいと教養、本別魅力発見と郷土愛をテーマに、学びの実践活動を推進している。
4	少年少女文化奨励賞	少年少女文化の向上に関し、特に事績の顕著なものを表彰し、少年少女文化普及に資することを目的とする。	小中学生の文化活動の成績優秀者を表彰する。
5	本別町マメに出前講座	あらゆる方面において、多くの技術や知識を持った町民が講師となって、学びを得ようとする人たちに学習の機会を提供することで、互いに学びを高める。	技術や知識を持つ人や団体が講師登録をしていただいて、少人数のグループ等に講座を行うもの。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策11 社会教育活動の推進

(3) 文化芸術活動に触れる機会を提供し、生活に潤いをもたらす活動を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	文化の拠点施設整備事業	各公民館等の老朽化した付帯設備を更新し、文化活動の拠点整備を図る。	中央公民館ステージ照明設備更新(調光卓等) 中央公民館備品更新(会議用テーブル)勇足地区公民館備品更新(会議用テーブル)仙美里地区公民館備品更新(椅子、会議用テーブル) 中央公民館改修(排水管、LED照明器具、舞台照明 ほか)旧規格ワイヤレス放送設備更新(中央、仙美里)(R4.12.1以降旧規格ワイヤレス機器は電波法違反となるため) 中央公民館床長尺シート張替え(新規)
2	文化講演会	著名人を講師に迎え講演会を開催する。	文化講演会 令和6年度は「ほんべつ寄席」を開催。
3	本別町文化協会補助金	文化に集う学習者の発表の場を提供するとともに、親睦交流を図りながら、町の文化振興に寄与する文化協会に対し補助を行う。	本別町文化協会 補助金 吹奏楽合同演奏会 音楽祭 文化祭、ロビー展
4	公民館維持管理費	町民の文化活動や、地域活動の拠点施設として公民館を運営する。	中央公民館、勇足・仙美里・美里別地区公民館維持管理費 ・管理人等人件費(清掃パートを含む)・消耗品費(管理用)・燃料費・光熱水費・修繕料・役務費(通信運搬費、手数料)・委託料・使用料及び賃借料・工事請負費

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	中央公民館エアコン設置	公民館の各室にエアコンを設置し猛暑期間に於いても施設を快適に使用できよう整備する。 中央公民館は避難所に指定されており設置が必要。	中央公民館空調設備改修事業 (1年目) アスベスト調査委託 693千円 実施設計委託 12,496千円 (2年目) 工事 2階 実習室、視聴覚室、第1会議室、第2会議室、研修室、第1和室 3階 大ホール、第2和室
6	町民文芸誌「沖積土」発行	町民の文芸文学の創造性を高め、薫り高き文化の町をめざすため発行している。	地域文化の創造のため町民からエッセイ、ノンフィクション、詩、短歌、川柳、創作などの作品を募集し、編集委員会で編集し、発行している。 (11月販売開始)
7	文化賞等授賞式	教育、学術、芸術等を通じ本別町文化の進展にいちじるしく貢献した個人および団体に対し本別町文化賞、文化奨励賞を贈呈している。	功績を讃え、毎年文化の日11月3日に賞状と記念品を贈呈している。
8	本別義経太鼓保存会補助金	郷土芸能本別義経太鼓の保存と育成発展に努め、文化継承に寄与する保存会に対して、活動に必要な支援を助成することを目的としている。	毎年補助金を支出し、活動に必要な経費を助成している。
9	図書館情報システム事業	図書館情報システムの充実により、正確迅速に資料とその情報を町民へ提供するとともに、郷土資料をはじめとするふるさとの情報を発信し、図書館サービスの向上を図る。	図書館情報システムを使用し、自館所蔵資料の管理と提供を的確に行うとともに、全国の図書館所蔵情報や出版情報などを速やかに町民に提供する。 〔事業費内訳〕 ・使用料＝ポータルサイト、郷土資料DB ・借上料＝クラウド型図書館システム、オンライン蔵書検索オプション (現行のシステム機器は可能な限り使用を継続し、R10を目途に更新)
10	図書館維持管理	図書館を管理運営し、効果的な開館業務を行う。	館の運営、維持管理 〔事業費内訳〕 ・報酬等＝会計年度パート職員(開館事務、清掃) ・消耗品費＝管理用、施設管理用(コロナ対策) ・燃料費 ・光熱水費 ・修繕料＝小破損、定期点検修理 ・電話料＝電話、通信サービス料 ・手数料 ・保守点検委託料 ・借上料＝清掃防塵用具、バルクリース(R11.2まで)

No	事務事業名	事業目的	事業内容
11	図書館施設整備	図書館の老朽施設を更新し、誰もが利用しやすい読書環境を創出する。	建物・付帯施設の修繕、改修 備品の整備(書架等) 収蔵スペースの整備(書庫、郷土資料室等) 〔事業費内訳〕 ・修繕料 ・工事請負費＝施設改修等 ・備品購入費＝施設用備品、書架等 (R4: 書架1台の寄贈、ちきさんギャラリー新設に伴う書架1台の移動により、児童書庫に書架2台増設。R6: 郷土資料室書架購入、フリーWi-Fi設置)
12	図書館資料の充実	町民の知る権利を保障し、多様な学習ニーズに対応するため、必要な資料と情報を収集・提供する。	図書や視聴覚資料を購入し、書誌情報とともに整理し、町民の「読みたい・知りたい」気持ちに応えるよう迅速に提供する。 〔事業費内訳〕 ・消耗品＝事務用、館内用、逐次刊行物、参考図書 ・電算業務委託料＝書誌情報 ・使用料＝新聞データベース ・館内図書購入費＝図書、視聴覚資料 (R5当初で図書購入費減額。基金を充当するなど、資料費確保の方策を検討)
13	読書普及活動	学校・家庭・地域と連携し、幼児から高齢者まで、各世代の言葉の力、創造力、心の発達等を、ボランティアとの協働によって推進する。	本のまち夢づくり講演会を始めとする、読書の大切さを伝える事業を開催し、町全体の心と言葉を育てる。 〔事業費内訳〕 ・謝礼金＝講演会等の講師謝礼 ・消耗品＝読み聞かせ用 ・食糧費＝講師食事代、事業協力者菓子代等 ・工事請負費＝ちきさんギャラリーガラスケース ・備品購入費＝ちきさんコレクション絵画等 (R5.4作者から大型絵画寄贈のため額縁購入)
14	図書館エアコン設置	図書館利用者の快適な読書・学習環境と開架資料の適正な保存管理のため、エアコンを設置し館内を適温に保つ。	館内必要箇所へのエアコン設置 ・1階 学習スペース(机、座席あり) 72.0㎡ ・1階 絵本コーナー(低学年用学習スペース) 53.3㎡ ・2階 視聴覚室(ステージあり) 144.0㎡ 〔事業費内訳〕 ・工事請負費 ・アスベスト調査委託 ・電気料

No	事務事業名	事業目的	事業内容
15	資料館施設整備	歴史民俗資料館の老朽施設を更新し、来館者が利用しやすく、資料管理に適した環境を創出する。	建物・付帯施設の修繕、改修 展示スペース・収蔵スペースの整備（掲示板、収蔵庫等） 〔事業費内訳〕 ・修繕料 ・工事請負費＝暖房設備等 ・備品購入費＝施設用備品 （R4地下タンク休止、ホームタンクに変更）
16	資料館維持管理	資料館を管理運営し、効果的な開館業務を行う。	館の運営、維持管理 〔事業費内訳〕 ・報酬等＝会計年度パート職員（開館事務） ・消耗品費＝管理用、施設管理用（コロナ対策） ・燃料費 ・光熱水費 ・修繕料＝小破損、保守点検修理 ・手数料 ・保守点検委託料 ・借上料＝バルクリース（R11.2まで）
17	地域志向型企画展示の充実	わが町についてさまざまな視点から学ぶことで、過去を知り、現在を見つめ、未来を創造する力を養い、ふるさとの良さを発信する。	地域の歴史、文化、自然、平和の大切さ等を学ぶため、企画展示や関連事業を開催し、学びあい、ふるさとの情報を発信する場を提供する。 〔事業費内訳〕 ・謝礼金＝企画展関連事業、講座等の講師謝礼 ・消耗品＝事務用、特別展示用パネル作成等 ・食糧費＝講師食事代、事業協力者菓子代等 ・運搬料＝借受資料、寄贈資料の送料

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

11 社会教育活動の推進

（4）地域間交流や国際交流を行ない、他地域の歴史や文化等を学ぶとともに交流を通して豊かな人間性と社会性を育む取り組みを推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	あつまれ！銀河キッズ	本別町・足寄町・陸別町の三町の小学生全学年（募集数45名）を対象に体験学習を通じて、各町の交流を行うことを目的としている。	宿泊、食育、レクリエーションなど様々な体験活動を通じて各町の交流活動を行っています。また、各町の中高生ジュニアリーダーの実践活動の場となっている。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	本別・南三陸ふるさと交流研修会 本別町受入事業	自然・社会環境の異なる地域の少年との交流を通し、多くの友人を持つことの喜びと郷土に対する愛情を育て、明るく住み良いまちづくりの視点に立った少年活動のリーダーを、養成することを目的としている。	生活体験の中から少年活動に必要な知識・技術が習得できるカリキュラムを設定し、野外体験活動やレクリエーション活動を通じて友情を育んでいる。
3	本別・南三陸ふるさと交流研修会 宮城県派遣事業	自然・社会環境の異なる地域の少年との交流を通し、多くの友人を持つことの喜びと郷土に対する愛情を育て、明るく住み良いまちづくりの視点に立った少年活動のリーダーを、養成することを目的としている。	生活体験の中から少年活動に必要な知識・技術が習得できるカリキュラムを設定し、野外体験活動やレクリエーション活動を通じて友情を育んでいる。
4	姉妹校交流研修(小学校小松島市交流)	本町の児童(勇足小学校)と本町のゆかりの地である徳島県小松島市(立江小学校)児童との相互交流事業を行い、小松島市の歴史や文化を直接見聞させ、風土や社会に接し、広く友情の心を育み、また、郷土を愛し21世紀に生きる豊かな児童の育成に努める。	隔年で、小松島市(夏季)と本町(冬季)で交流研修を実施 実施団体に補助金を交付。 小学生小松島市交流研修事業への補助金 全体事業費と町事業の差額は、PTA負担金、参加者負担金 令和2年度以降(コロナ禍により当面の間) ①地域の特産品を介した交流 ②ICT機器を活用したオンライン交流

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策11 社会教育活動の推進

(5) 社会参加活動を担う人材を育成し、平和で豊かな地域社会づくりを推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別町青年協議会補助金	本別町における青年活動の健全なる発展と明るく住みよい郷土の進展に寄与することを目的としている。	郷土の進展に寄与する活動を担保し、それを担う青年会員の育成に対して補助金を支給している。
2	成人式⇒二十歳を祝う集い	住民登録者、本町にゆかりのある方を対象に、20歳の門出を祝い社会の一員として大人の仲間入りを果たしたことを祝福・激励するために毎年開催している。	式典、交流会など、一生の記念と記憶に残るセレモニーを行っている。
3	本別町少年少女JL研修会	子ども達が様々な活動を通じて主体的に考え、参加し、行動することにより、達成感や充実感、仲間との連帯感を感じながら成長させることを目的としている。	集団活動で必要な基礎知識や技術を学びます。講座や、レクリエーション、クラフト活動など実戦形式で習得する。
4	ほんべつ元気学宿⇒学び★こどもフェス	子どもたちが集団で宿泊し、様々な生活体験をしながら通学し、自主性や協調性を培い、生きる力を身につける場とすることを目的としている。	核家族化により、人間関係の希薄化が進んでいる現状を踏まえ、家族以外の大人とのふれあいの場を提供する。また、子どもから大人までが共に活動することで、相互に影響しあえる学びの機会を設ける。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	ジュニアリーダー養成講座	ふるさと交流研修会を軸に、事前学習(夏のつどい)で研修効果を高めるための基礎的な講座を行い、事後学習(JL研修会)で研鑽を積んだ後の実践活動として、効果を確認するために開催している。	ジュニアリーダーとしての知識や基本確認を夏のつどいで学んでから実地研修(ふるさと交流研修)に臨んでいる。また、研修後は秋のJL研修会で実践活動を行い、学んできた効果を確認している。冬のふるさと交流研修(受入)で更に学習と交流を深めている。
6	本別ボランティアクラブかめ 事務局	ジュニアリーダー、ボランティア活動等の指導、育成に寄与するとともに、活動を通じてお互いのつながりを深め、自己研鑽を通して人間力を高めることを目的としている。	ジュニアリーダー活動、ボランティア活動、自主研修活動の3本柱を軸に活動を展開している。月平均1回前後の活動を行っている。その結果が自己研鑽に繋がり、町を盛り上げる活動の一端になっている。

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策12 スポーツ活動の推進

- (1) スポーツを通して健康の保持や体力づくりを行うとともに、町民相互の交流を図るため、関係団体等と連携し、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる生涯スポーツ活動を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	社会体育委員	本町のスポーツ振興のため、体育事業やジュニア体験活動等の企画立案及び町主催事業への参加や運営協力を行うスポーツ推進委員やスポーツ指導員を配置。	スポーツ推進委員 会議開催・全道及び管内等研修会参加 スポーツ事業の実施指導・先進地視察・委員指導者講習会実施など スポーツ指導員 町主催事業の協力・地域スポーツ活動の指導
2	スポーツ表彰事業	スポーツの普及・振興に寄与しその功績が特に顕著な個人及び団体に対しスポーツ賞を授与する。また、少年少女スポーツの普及振興に関し特に事績の顕著なものを表彰する。	スポーツ賞、スポーツ奨励賞 授賞式の開催(賞状等の授与) 日程:11/3文化の日 少年少女スポーツ奨励賞 授賞式の開催(賞状等の授与) 日程:3月
3	スポーツ教室	町民の各年齢層が健康の維持増進のため、手軽に取り組める運動やニュースポーツの紹介など各種スポーツの教室を開催。	健康づくり教室 ・水中運動講習会 ・スポーツ施設を活用した運動講習会 ・ニュースポーツ講習会など (スポーツ推進委員・指導員に係る経費除く) ・R4実施 3担当合同健康づくり教室

No	事務事業名	事業目的	事業内容
4	各種スポーツ施設の維持管理 (屋内体育施設)	町民の心身の健全なる育成と健康の増進並びに町民生活文化の向上に寄与する、町体育館や体力増進センターなどの屋内体育施設の維持管理を行う。	本別町体育館、体力増進センター、柔剣道場、町民水泳プール、ふれあい多目的アリーナの維持管理 ※学校開放事業除く ※R2年度特定財源(国費)→コロナ交付金 ※R3年度特定財源(国費)→R2繰越明許費コロナ交付金 563千円 R3コロナ交付金605千円
5	各種スポーツ施設の整備(屋内体育施設)	町民のスポーツ活動への参加及び健康増進を推進するため、設備の充実と改修を行い、利用しやすい環境づくりを行う。	本別町体育館、体力増進センター、柔剣道場、町民水泳プール、ふれあい多目的アリーナの設備充実と改修 (施設改修・暖房機器更新・器具備品等の更新など) ※学校開放事業除く ※R3年度特定財源(国費)→R2繰越明許費コロナ交付金(空気清浄機) ※R4年度特定財源(国費)→コロナ交付金(増進トイレ改修) ※R4年度障害者スポーツ事業補助金活用器具購入(全額その他財源) ※R7年度～体力増進センター器具レンタル 1,800千円 ※R8年度 町体育館暖房機器2台更新 18,000千円 ※R8年度体力増進センター温風ヒーター1台更新 5,000千円 ※R9年度ふれあい多目的アリーナ改修 50,000千円
6	各種スポーツ施設の維持管理 (野外体育施設)	町民の心身の健全なる育成と健康の増進並びに町民生活文化の向上に寄与する、野外体育施設の維持管理を行う。	河川運動公園 弥生球場・南球場・陸上競技場・弥生パークゴルフ場・芝生広場・多目的広場・青空広場・球技広場・球技場 総合運動公園太陽の丘 パークゴルフ場・ラグビー場・テニスコート・多目的広場・野球場 その他 勇足パークゴルフ場・仙美里パークゴルフ場・義経の里パークゴルフ場・静山テニスコート・町民スケートリンク ※各施設の教育委員会維持管理経費 ◆R4年度 太陽の丘テニスコート休止
7	ジュニアスポーツ体験活動	「あかげら少年団」の拡大版として、対象者は小学生を主体とした中で、事業内容によって幼児(年長)も参加できるものとし、運動・スポーツなど体験する機会を提供し、健全育成と運動の継続性を図る。	R4年度(スポーツ・社会教育担当 全4回中3回実施) ・親子キャンプ(中止) ・水上レク ・親子登山 ・冬レク R4年度より、文化振興担当に係る子ども体験教室もスポーツ担当において予算計上し、一括事業へ変更 ・津軽三味線 ・生け花 ・お菓子づくり ・スノードーム R5年度より、事務の煩雑化もあり、各担当において予算措置へ スポーツ予定事業(全3回+他担当合同・協力2回) R6年度 水上レク・キャンプ・冬のレクリエーション(全3回)

No	事務事業名	事業目的	事業内容
8	各種スポーツ施設の整備(野外体育施設)	町民のスポーツ活動への参加及び健康増進を推進するため、設備の充実と改修を行い、利用しやすい環境づくりを行う。	河川運動公園 弥生球場・南球場・陸上競技場・弥生パークゴルフ場・芝生広場・多目的広場・青空広場・球技広場・球技場 総合運動公園太陽の丘 パークゴルフ場・ラグビー場・テニスコート・多目的広場・野球場 その他 勇足パークゴルフ場・仙美里パークゴルフ場・義経の里パークゴルフ場・静山テニスコート・町民スケートリンク ※各施設の設備の充実と改修 R7 河川運動公園多目的広場・町民スケートリンク 野外照明LED化 R8、R9 PG芝刈り用モア更新 各1台
9	スポーツイベント実行委員会	スポーツ推進のまちとして、スポーツで健康な心とからだをつくるとともに、あわせて地域の活性化・賑わいを図り、本町の風物詩として子どもたちの郷土愛を育む。	実行委員会、事務局会議の開催 町内外参加型イベント及び町民限定イベントの実施 町内外参加型 【R2～4年度中止】会場:本別公園 時期:9月第4日曜日 内容:水玉合戦、豆にちなんだ競技 【R5年度】会場:本別公園 内容:4/23クロスカントリー大会 【R6年度】会場:本別公園 内容:9/29クロスカントリー大会 町民限定 【R2～4年度中止】内容:ディスコン大会 【R5年度】会場:町体育館 内容:1/21 ボッチャ大会 【R6年度】会場:町体育館等 内容:ボッチャ大会
10	総合型地域スポーツクラブ調査研究	国が示す「部活動の地域移行の推進」や子どもの人口減少を踏まえ、少年団や部活動など青少年の文化・スポーツに取り組むより良い体制と環境を、総合型地域スポーツクラブを一つの手法とし調査研究を行う。	調査研究組織の立ち上げ 会議の開催と調査の実施(先進地等の視察) R5年度より検討会へ 総合型地域スポーツクラブ立ち上げへ向け検討 R6年度 設立準備 R7年度 設立運用開始

No	事務事業名	事業目的	事業内容
11	屋内体育施設のエアコン等冷房設備整備	町民のスポーツ活動への参加及び健康増進を推進するため、設備の充実と改修を行い、利用しやすい環境づくりを行う。	屋内体育施設のエアコン等冷房設備 1. 本別町体育館 1F : 研修室・大競技室・教育長室・事務局室・団体室・ロビー 2F : 中競技室・静養室・ロビー ■R6年度 実施設計(アスベスト調査含む) 13,134千円 ※緊防債活用 総務課一括歳入予算計上 ★不明 町体育館エアコン設置費用(R6実施設計後計上予定) 以下未定(予算計上なし) 2. 体力増進センター 1Fプレイルーム及び2Fプレイルーム(吹き抜け) 3. 柔剣道場 武道室・指導員室・各男女更衣室 4. 町民水泳プール ロビー・各男女更衣室・プール室 5. ふれあい多目的アリーナ アリーナ・各男女更衣室・事務室 ※ロビーのみ家庭用エアコン設置有 上記施設における、必要箇所への設備整備

第3章 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

施策12 スポーツ活動の推進

(2) 各種競技力向上のための技術講習会、大会等を開催するとともにスポーツ少年団やスポーツ団体活動を支援し、体力増進とスポーツ活動の日常化を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	各種主催大会・事業	健康・スポーツ推進の町として、スポーツ振興を図るため各種スポーツ大会や健康増進を推進する事業を実施。	大会運営費 ・太陽の丘杯パークゴルフ大会 ・健康スポーツ週間事業 その他事業 ・日常実践100日運動 令和2年度限定事業 ※コロナ交付金事業 ・コロナウイルスに負けるな！2020健康増進100日運動(実績額 762千円) 障がい者スポーツ推進事業(R4～予算はR5～)
2	十勝・東北部体育大会(十勝東北部体育大会)	十勝管内及び東北部(地北3町)においてスポーツを通じた町民の交流と各種競技の技術力向上を推進するため、各種スポーツ大会等を開催する。	大会等参加奨励金 ・十勝管内スポーツ交流会 ・十勝東北部体育大会、スポーツ交流会 大会等開催負担金 ・十勝東北部体育大会 ・十勝東北部方面スケート大会

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	各種スポーツ大会派遣事業	本別町各種競技大会選手派遣事業補助金交付要綱に基づく大会に参加する個人及び団体に対し、参加経費の助成を行い、選手並びに指導者の育成を推進する。	各種大会参加者(選手・指導者)への助成 ・補助対象経費 交通費、宿泊料、参加料、雑費
4	少年団指導事業	各地域における子どもたちの健全育成とスポーツ競技力の向上に努める指導体制の継続と指導者の確保に努める。	指導者に対する報償費(謝礼)の支給
5	体育協会	本町におけるスポーツ振興の主団体として、各種スポーツ団体の活動と円滑な運営を図り、もってスポーツの推進に寄与する。	各種スポーツ団体の育成及び指導者の養成 各種体育大会の開催及び参加に関する周知 体育スポーツ講習会、研修会の開催 体育功績者等の表彰
6	スポーツの集い講演会	町民に、スポーツの楽しさと健康な体づくりに対して意識向上と、指導者・選手の練習方法や技術習得などを図る	スポーツや運動に関する講演会や実技指導等を実施 周知方法 広報紙・折込チラシ・同報無線・報道関係機関 その他 スポーツ団体・小中高等学校への周知
7	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の心身の健全育成に資する。	スポーツ少年団の育成と指導者、リーダーの養成 スポーツ少年団活動の普及及び広報活動 スポーツ少年団活動のための施設の充実促進 スポーツ少年団の交流

第7次本別町総合計画 前期基本計画 施策別「重点的な取り組み」一覧

施策13 防災対策の推進	
(1)	自助・共助・公助の連携と協働の必要性を理解し、防災意識の高揚を図るため、防災訓練や講習会等を開催します。また、災害時における避難情報などを適時発信します。
(2)	自治会等の助け合い活動により、要援護者等の避難支援体制を整えます。
(3)	災害時における初動体制を確立し、被害の防止、災害の拡大を抑制するための取り組みを強めます。
(4)	あらゆる緊急事態の発生時において適切な対応をとるため、危機管理体制を整えます。
(5)	土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、地域防災計画に基づき、住民等の誘導等および災害の防止に努めます。
施策14 消防・救急体制の充実	
(1)	住民の安全・安心な暮らしを支えるため、迅速で的確な消防活動を行います。
(2)	救命率向上を目的とした救命講習等の普及に努めます。
(3)	住民一人ひとりの防火意識の向上を図り、火災予防対策を推進します。
(4)	本町の消防防災活動を担う消防団員の確保に努め、地域安全体制の充実を図ります
施策15 防犯・交通安全対策の推進	
(1)	関係団体と連携を図り、防犯意識の啓発と防犯活動を推進し、犯罪防止、消費者被害防止に努めます。
(2)	広く交通安全意識の普及啓発を行ない、交通事故の無い安全で安心な暮らしを守ります。
施策16 環境衛生・循環型社会の推進	
(1)	ごみ発生の抑制と資源化の推進、適正処理に取り組んでいきます。
(2)	容器包装廃棄物(鉄、アルミ、ガラス、ペットボトル、プラスチック、紙、ダンボール等)の排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)の3Rを基本とし、最終処分量の削減と環境負荷の低減を図ります。
(3)	公共施設における節電機器の導入等により、電気使用量の削減を図り、二酸化炭素排出量を低減していきます。
(4)	きれいなまちづくりのため、環境美化活動を推進します。
施策17 有効な土地利用の推進	
(1)	農用地、森林などの自然的土地利用の保全に配慮し、住宅地、商業地、工業地などの配置について、社会情勢の変化に応じて柔軟に土地利用を図り、有効な都市環境の形成を図ります。
(2)	安全で安心して、くつろぐことができる公園施設の整備・維持管理について計画的に実施していきます。
施策18 上下水道環境の充実	
(1)	取水施設と浄水施設の機器更新を計画的に行ない、基準に適合した安全・安心な水道水を安定的に供給します。
(2)	快適な生活環境を確保するため、公共下水道の未整備地域における整備と浄化槽整備を行うとともに下水処理場機器等の機器更新を計画的に行います。
施策19 道路整備・交通網の充実	
(1)	生活道路の整備と維持修繕を計画的に進め、安全で快適な通行を確保します。
(2)	通院や買い物等に利用する交通手段ニーズを反映した路線等の見直しや新たなサービスの導入を図り、利便性の高い地域公共交通の確保を図ります。
(3)	北海道横断自動車道を活用した交通ネットワークの形成と地域の活性化を推進します。
(4)	本町経済活動に重要な役割を果たす北海道横断自動車道本別ジャンクション釧路ー北見ランプの早期整備に向けた活動を展開します。
(5)	情報通信技術の進展や情報化ニーズに対応した地域社会の構築を図ります。
施策20 住宅環境の充実	
(1)	空き家の利活用と適正な管理について、所有者と行政間のみならず、民間事業者や専門家等と連携を図り、総合的かつ持続的な取り組みを実施します。
(2)	居住水準や設備水準の低いものは建て替えや廃止を行い、長期的に活用できるものは改修をするなど、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが安心して暮らせる公営住宅を整備します。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策13 防災対策の推進

^ 自助・共助・公助の連携と協働の必要性を理解し、防災意識の高揚を図るため、防災訓練や講習会等を開催します。また、災害時における避難情報などを適時発信します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	防災行政無線保守点検業務委託	防災行政無線設備を常に良好な状態に保ち、災害発生時に備え、万全な体制を図るため設備の保守点検を行う。	防災行政無線設備の老朽化に伴い、親局ハードディスク及びバッテリーの更新を図るため設備の修繕を行う。 ※親局1基、副局1基、屋外拡声設備19基
2	防災・避難訓練事業	住民の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練や自主防災組織による訓練、自治会防災担当者研修会などを開催する。	自治会や各団体に協力を頂いての防災訓練・研修。 ・各自治会や自主防災組織による防災訓練への協力。 ・防災関係講演会や研修会、冬季防災訓練の実施

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策13 防災対策の推進

(2) 自治会等の助け合い活動により、要援護者等の避難支援体制を整えます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	避難行動要支援者名簿管理	災害対策基本法等の一部を改正する法律により義務化された、災害時要援護者の把握と、避難行動要援護者名簿の管理を行う。	平成31年度に整備したシステムにより、災害時要援護者の把握と、避難行動要援護者名簿の適切な管理を行う。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策13 防災対策の推進

(4) あらゆる緊急事態の発生時において適切な対応をとるため、危機管理体制を整えます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	災害時非常用食料備蓄整備事業	災害時、ライフライン等が途絶えた際に、迅速な食料の提供を行うために非常用食料品を備蓄する。	平成30年2月に北海道が公表した「平成28年度地震被害想定調査結果」に基づき必要数を算出。「第2期本別町食料・防災資機材備蓄計画」を策定した。 1日3食×3日分の必要数を12,348食と算出し、家庭内備蓄・流通備蓄・公的備蓄(町)で担い、そのうちの3分の1である4,116食に避難所外生活者の必要食数を369食追加した4,485食÷4,500食を必要備蓄数と定めた。なおそのうちの600食を給食センターからの提供数としここでは3,900食を令和4年から8年の5年間で備蓄するものとする。
2	非常用発電機保守点検業務委託事業	災害時の電源喪失に備え、非常用発電機の保守点検を行い非常時に備える。	非常災害時の電源として必要な非常用発電機を設置・点検整備について指定避難施設5か所の発電機と外部接続用発電機の保安業務と負荷試験、部品交換、定期点検業務を行う。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	災害時非常用資機材備蓄整備事業	災害時に使用する防災用資機材(備品等)を計画的に備蓄するため事業。	平成30年2月に北海道が公表した「平成28年度地震被害想定調査結果」に基づき必要数を算出。「第2期本別町食料・防災資機材備蓄計画」を策定した。 非常災害時に備え防災資機材の備蓄及び更新を行う。 ・段ボールベッド、移動式パーテーション、感染症対策トイレ、備蓄用コンテナ、マットレス等の購入
4	WEBハザードマップ作成事業	PC、タブレット、スマートフォンで誰でもどこからでも本別町のハザードマップを確認できるようにするとともに、避難所開設や通行止めなどの情報をリアルタイムに発信する。	WEBハザードマップ(○は住民向け、●は役場向け) ○どこにいても閲覧可 ○GPS機器は現在地と周辺情報を表示 ○役場から発信している情報をリアルタイムで確認 ●要支援者など個別避難計画作成 ●防災資機材の備蓄情報を管理 ●戸別受信機保有世帯管理、屋外スピーカー難聴エリア管理 ●任意のエリア面積計測、世帯数計測 など
5	集会場空調設備整備	避難施設として指定している集会場及び農作業準備休憩施設(11施設)に空調設備を整備し、災害時避難した町民の居住環境を整える。	集会場:南地区、新町、共栄、押帯地区、美里別中地区、西仙美里地区、新明台地区 農作業準備休憩施設 上押帯地区、美帯地区、西美里別地区、美里別西上地区 北地区交流センター 特定財源は緊急防災・減災事業債。 西仙美里地区は避難施設に指定されていないため、起債対象外。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策14 消防・救急体制の充実

(1) 住民の安全・安心な暮らしを支えるため、迅速で的確な消防活動を行います

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	とまち広域消防事務組合負担金	とまち広域消防事務組合本部への負担金。	構成市町村からの負担金(議会費、組合運営費、消防局費、指令センター費、職員費、組合ネットワーク経費)において運営している。
2	消防施設整備(資機材)	救命率の向上を目標に、複雑多様化する災害等でも傷病者をより迅速かつ的確な処置や搬送を可能にするため、現有資機材の更新及び最新の資機材を取り入れ救急体制の充実化を図る。	救助用資機材更新による備荒資金組合への償還(～R4)と、救急資機材(生体情報モニター(R6)・半自動除細動器(R7))の耐用年数経過による更新であり、その双方の機器の機能を兼ね備えた最新機種に更新することにより費用削減、機器更新の一元化を図る。
3	消防施設整備(通信設備)	とまち広域消防局が作成する、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新計画により機器の部分更新を行う。	災害時に消防隊が使用する通信機器は、とまち広域消防局発足に併せ、平成26年度から順次整備したものである。指令センターと消防署及び消防隊を繋ぐ重要な情報伝達手段である。これらの機器の安定稼働に務めるため部分更新を行う。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
4	消防施設整備(水利)	消防水利は、火災時において消火活動をするにあたり、必要不可欠で重要な役割を果たすため、水利基準を満たしていない地域の改善と老朽化した水利の更新を行い、消防水利の整備を図る。	消火栓は更新から40年を超えているもの及び製造中止となり故障時に部品が供給できないものを順次更新する。また、大規模災害に備え耐震性能を有する防火水槽を計画的に整備する。
5	消防施設整備(消防署庁舎)	現在の消防庁舎は、国土交通省が想定する浸水想定区域内に位置し、災害時に消防力の機能を十分に発揮することが困難であり、また、建設から47年が経過し老朽化の進行と車両の大型化や複雑多様化する災害に備えるため資機材の配備、保有数が増加し狭隘化が著しい状況であることから、新たな消防防災拠点として移転整備し、住民の安心・安全を守り災害に強い町づくりを目指す。	消防庁舎移転新築に伴う事業予定 令和6年度 用地取得、実施設計(基本設計、用地測量、地質調査及び外構実施設計含む) 令和7年度 実施設計※ 令和8年度 用地造成 令和9年度 庁舎本体工事 令和10年度 庁舎本体工事、外構工事(R10) ※実施設計にあつては、令和6年度に債務負担行為を設定し令和7年度当初予算とする。
6	消防職員被服貸与	とまち広域消防事務組合消防職員被服貸与等規則に基づき、消防活動時の安全管理面、危険防止、活動性及び規律の励行等を目的とし貸与する。	とまち広域消防事務組合消防職員被服貸与等規則に基づき、貸与品の経年による損耗等の状態を把握して更新している。
7	消防施設整備(団車両)	火災等の災害において町民の負託に応えるため最新の消防車両や資機材に更新し、消防団員が災害現場でより安全で円滑な活動を行えるように整備する。	複雑多様化する災害に備え、老朽化し機能低下した消防車両等の更新整備を図る。 R4年度更新 第1分団 本別1号(31年経過) R6年度更新予定 第2分団 勇足1号(31年経過) R9年度更新予定 第3分団 仙美里1号(31年経過)
8	分団詰所施設警備委託業務及び維持費	地域防災活動の拠点となる分団詰所(消防車両、資器材等有事に際し直接地域住民の生命と財産に影響を及ぼす器材等が収納)については、消防団業務のため会計年度任用職員を配置しており、夜間休日については、不審者の侵入、盗難等の不測の事態に対応すべく警備委託等の施設維持を行う。	警備業者と警備業務委託契約を締結し分団詰所の警備業務、暖房機器等の点検整備を計画的に行っている。また、施設、車両、消防水利の管理業務及び一般事務等の消防団業務のため会計年度任用職員を配置している。 令和3年度 詰所照明のLED化(事務室・休憩室分) 令和5年度 詰所照明のLED化(車庫分) 令和6年度 エアコン設置 〃 第3分団詰所車庫前補修修繕 令和7年度 分団事務所ストーブ更新(勇足・仙美里) 令和8年度 分団詰所ストーブ更新(勇足・仙美里) 令和9年度 分団車庫ストーブ更新(仙美里)

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

14 消防・救急体制の充実

(3) 住民一人ひとりの防火意識の向上を図り、火災予防対策を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	防火管理者連絡協議会補助金	本別町所管施設における、本別町防火管理者連絡協議会への負担金を総務課が一括、補助金として計上	役場、中央公民館、老人ホーム、体育館、健康管理センター、国保病院、総合ケアセンター、図書館、中央小学校、勇足小学校、仙美里小学校、本別中学校、勇足中学校 計 13施設 4,000円×13施設＝52,000円 本来であれば1施設につき4,000円の負担金を支払うべきところ、過去の行革により施設数を固定し、補助金として支出している。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすま

施策14 消防・救急体制の充実

(4) 本町の消防防災活動を担う消防団員の確保に努め、地域安全体制の充実を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	消防団員被服貸与	本別町消防団被服貸与規則に基づき、消防団活動時の安全管理面、危険防止、活動性及び規律の励行等を目的とし貸与する。	本別町消防団被服貸与規則に基づき、貸与品の経年による損耗等の状態を把握して更新している。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策15 防犯・交通安全対策の推進

(1) 関係団体と連携を図り、防犯意識の啓発と防犯活動を推進し、犯罪防止、消費者被害防止に努めます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	街路灯維持整備事業(修繕費等)	防犯や交通安全の目的で町内の各所に街路灯を設置する。	街路灯修繕及び、ポールの補修を行う。 ・街路灯の新設、廃止 ・街路灯の球切れ、センサー等の修繕 ・曲がったポールの補修 ・国道拡幅工事等に伴う街路灯の移設
2	社会を明るくする運動本別町実施委員会補助金	犯罪の予防と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、各団体が力を合わせ犯罪のない明るい社会を築く取り組みを行う社会を明るくする運動本別町実施委員会を支援する。	毎年7月に強化月間を設け、該当啓発などの各種活動を行う会に対し、活動費等を補助する。 主たる活動の中心は本別分区保護司会と本別町更生保護女性会。
3	本別町生活安全推進協議会補助金	安全で住み良い地域社会を実現するため、防犯思想の普及・徹底、青少年の健全育成と非行防止の推進活動に取り組む本別町生活安全推進協議会を支援する。	自治会・事業所・団体及び関係機関等と常に連絡を密にし、暴力の追放、犯罪や事故の防止に努める協議会の活動費等補助する。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
4	目に見える防犯活動	安全で住み良い地域社会を実現するため、人の目による防犯計画体制の強化を図る。	関係団体・機関等と常に連絡を密にし、継続的に犯罪や事故の防止の推進活動に取り組む。
5	消費者対策事業	消費者被害の救済や、環境問題等、住民が安全で安心して暮らせるよう各種啓発や取組を行う消費者協会へ対し、活動費の一部を補助し、町民の消費生活の安定・向上を図る。	本別消費者協会補助金 消費者被害の救済や、環境問題等、住民が安全で安心して暮らせるよう各種啓発や取組を行う消費者協会への補助金 【R6財源内訳】 (歳出)啓発等事業費 273千円 ・消費者協会補助金162千円 (歳入)道補助金237千円
6	本別地区保護司会本別町分区補助金	社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める本別地区保護司会本別町分区を支援する。	地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する保護司会に対し運営費等を補助する。
7	本別町更生保護女性会	本別地区保護司会本別町分区内における、更生保護女性活動の充実・発展を図り、更生保護事業の推進に協力することを目的とする本別町更生保護女性会の活動を支援する。	女性の立場から地域の犯罪予防と、罪を犯した者や非行少年の更生保護を行う本別町更生保護女性会の活動を支援する。
8	街路灯維持費交付金	自治会活動の推進と自治会運営の促進を図るため、活動に要する経費の一部を交付する。	自治会活動に要する経費として、町が設置している街路灯に要する経費の90%を町が負担する。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策15 防犯・交通安全対策の推進

(2) 広く交通安全意識の普及啓発を行ない、交通事故の無い安全で安心な暮らしを守ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	交通安全の推進	本別町交通安全推進会へ補助金を交付し交通安全の推進を図る。	本別町交通安全推進会事業内容 ・下部団体(交通安全指導員会・こぐまクラブ)の育成、趣旨普及啓発 ・新入学児童用ランドセルカバー提供 ・功労者表彰等
2	交通安全設備電気料	交通安全関連施設の電気料を負担し町民の交通安全の意識向上を目指す。	交通事故防止の啓発活動の設備5箇所の電気料について負担する。 ・交通安全施設(1箇所)(警察署前交通死亡事故日数) ・赤色回転灯(3箇所)(勇足・仙美里・高東) ・駅前拡声器(1箇所)

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策16 環境衛生・循環型社会の推進

(2) 容器包装廃棄物(鉄、アルミ、ガラス、ペットボトル、プラスチック、紙、ダンボール等)の排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)の3Rを基本とし、最終処分量の削減と環境負荷の低減を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	一般廃棄物収集運搬業務委託	町内で出される一般廃棄物を収集し処理施設まで運ぶ。	平成31年度から帯広市のくりりんセンターへの搬入開始に伴い、4分類16種類の収集運搬経費に変更。 年末年始を除き平日5日間町内でごみの収集を行っている。
2	資源集団回収奨励金等交付事業	各家庭で出されるごみの減量化に努めリサイクルを推進する。	ごみの減量化及びリサイクルの推進を図るため、自治会等の団体が資源回収を行い、回収業者へ売却した折その実績に応じて団体及び回収業者に奨励金・協力金を支給する。
3	本別町指定ごみ袋等取扱取次業務委託	本別町の指定ごみ袋販売をスムーズに行うため、販売店より注文を受ける「取次」と実際に販売を行う「取扱」の業務委託。	ごみ袋の取次を1団体で、取扱をコンビニや個人商店等19業者でおこなっている。 取扱は燃やすごみ袋と燃やさないごみ袋の2種類。サイズにより価格は違う。扱う量に応じて一定の額を乗じ委託料を支払う。
4	池北三町ごみ処理負担金事業	池北三町で行う資源ごみの中間処理や汚水処理。くりりんセンターへの運搬に伴う仮置き場等に関する処理負担金。	平成30年度末に池北三町行政事務組合が解散、その後を足寄町が事務を引き継ぎ、銀河クリーンセンターで資源ごみの中間処理・最終処分場の汚水処理・直搬したごみをくりりんセンターに運搬するなどの管理運営費用について負担する。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策16 環境衛生・循環型社会の推進

(3) 公共施設における節電機器の導入等により、電気使用量の削減を図り、二酸化炭素排出量を低減していきます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別町住宅用太陽光発電システム導入費補助金	町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付することにより、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。	(交付金対象費) 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、余剰電力販売用電力量計、その他対象システムの設置に必要な工事に係る費用 (補助金額) 1kW当たり6万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力の値を乗じて得た額とし、24万円を上限とする。
2	SDGs・ゼロカーボンの推進	2030年SDGsのゴール達成と2050年カーボンニュートラルを目指して、これらの手段をまちづくりに反映させる。	SDGs未来都市の基本計画と、これから策定する地域温暖化対策実行計画を基に、今後設立する協議会において社会、経済、環境を循環させ、地域循環共生圏の実現を目指す。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策16 環境衛生・循環型社会の推進

(4) きれいなまちづくりのため、環境美化活動を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	十勝圏複合事務組合負担金事業(ごみ)	十勝管内の市町村で共同でごみを処理するための広域事業負担金。	帯広くくりんセンターにてごみ処理を行っている。 平成31年4月からごみの処理を開始
2	十勝圏複合事務組合負担金事業(し尿)	十勝管内の市町村で共同でし尿を処理するための広域事業負担金。	し尿を十勝川浄化センターにおいて処理するための負担金 (平成30年4月より中島処理場から十勝川浄化センターに変更)
3	し尿等の搬送に伴う助成金交付事業	燃料等の高騰により経営が苦しい町内のし尿等取扱業者に対する助成。	各家庭におけるし尿処理料金の負担抑制を図るため、し尿等の搬送事業者へ対し、本町から帯広市までの搬送に伴う費用の一部を助成する。 101円。
4	公営墓地整備事業	公営墓地の適正な管理を行う。	公営墓地整備事業 ・本別霊園・錦町墓地・キコロ墓地の管理を行う。
5	火葬場業務委託事業	火葬場の業務に関する委託。	遺体の火葬、火葬場及び周辺の維持管理等を委託する。 ・火葬業務、館内清掃、駐車場等の除雪 (維持管理用消耗品、燃料、修繕等は町で別途負担)
6	火葬場炉設備補修工事	火葬炉内耐火物の積替えや補修などを定期的に行い火葬場炉設備の長寿命化を図る。	本別火葬場の火葬炉(2基)と胞衣炉について計画的な補修を行い長寿命化を図る。 ・耐火物積替え ・炉セラミック全面張替 ・霊台車耐火物打替
7	保健衛生組合補助金	健康で明るく住みよい社会環境を構築するために、住民の積極的な衛生活動を推進し、本別町の公衆衛生の向上に寄与する。	本別町保健衛生組合への補助金 ・団体の事業内容 衛生指導、不法投棄パトロール、空き缶ごみゼロ運動等
8	野犬掃討・畜犬の管理	狂犬病予防法等に基づき畜犬の管理・野犬掃討を行う。	狂犬病予防接種の告知・実施 ・畜犬の登録・転出入・死亡等の管理 ・迷い犬等への対応 ・野犬掃討の実施

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策17 有効な土地利用の推進

(1) 農用地、森林などの自然的土地利用の保全に配慮し、住宅地、商業地、工業地などの配置について、社会情勢の変化に応じて柔軟に土地利用を図り、有効

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	地番データ更新業務	有効な土地利用と農業振興、固定資産評価、町有林管理等にかかる各種業務における事務事業の適正化を図る。	業者に一括委託し、地番データの更新を行う。 ・地番データ更新(総務課・財産管理)、固定資産現況図更新(住民課・税務)、農地データ更新(農林課・農務)、森林データ更新(農林課・林務耕整)、農振データ更新(農委)

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策17 有効な土地利用の推進

(2) 安全で安心して、くつろぐことができる公園施設の整備・維持管理について計画的に実施していきます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	公園管理作業機購入	公園管理作業機の購入・更新を行う。	都市公園をはじめ、公共施設等の草刈業務の作業効率化と公園維持管理業務の能率化を図るため、草刈機や軽トラック等の作業機械について年次的に更新を行う。
2	本別町都市公園安全・安心対策事業	安全に利用できる公園施設の整備・維持管理について計画的に実施していく。	公園施設長寿命化計画策定により、本別町内の都市公園21箇所の公園施設について、老朽化した施設や遊具等の修繕や定期点検を行い、お年寄りや体の不自由な方も含め、より多くの方に安心して利用できる公園整備を図る。
3	交通公園維持運営業務	交通ルールを学べる公園として町内外からたくさん人が訪れるような施設をつくる。	町内外問わず子供から大人まで、交通ルールを学ぶ施設として、ゴーカートの運行や施設維持管理等の運営業務について町交通安全協会に委託する。
4	都市公園施設維持管理計画	安全に利用できる公園施設の整備・維持管理について計画的に実施していく。	公園施設長寿命化計画策定により、本別町内の都市公園21箇所の公園施設について、老朽化した施設や遊具等の修繕や定期点検を行い、お年寄りや体の不自由な方も含め、より多くの方に安心して利用できる公園整備を図る。
5	公園管理	誰もが安心して利用できる都市公園(21箇所)の環境整備を行う。	定期的に草刈等の環境整備を行い、町内外の方が快適に公園を利用できるようにする。
6	公共施設等管理	町内公共施設等全般にかかる管理業務を行う。	定期的に草刈業務やトイレ清掃を行い、町内外の方が快適に利用できるようにする。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策18 上下水道環境の充実

(1) 取水施設と浄水施設の機器更新を計画的に行ない、基準に適合した安全・安心な水道水を安定的に供給します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	営農用水施設維持管理業務委託	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	勇足西営農用水道施設及び美蘭別営農用水施設の運転管理や日常保守点検、巡回点検、施設管理等の業務について委託する。
2	本別町水道施設維持業務	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	基準に適合した安全な水道水を作り安定的に供給するために必要な施設の維持管理や点検、整備等を行う。 ・燃料、薬品、修繕料、水質検査、機器保守など
3	朝陽地区簡易水道事業(負担金)	水道の未普及地域解消のため実施。	士幌町(朝陽地区簡易水道)より水道の供給をうけている上押帯地区等について、協定に基づき負担金を支払う。
4	本別町水道施設維持管理業務委託	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	本別町市街地を給水区域とする上水道施設及び主に農村地域へ給水している簡易水道施設の運転管理や日常保守点検、巡回点検、施設管理等の業務について委託する。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	本別町営農用水量水器更新事業	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	水道用水量器は計量法により有効期限が8年と定められているため、有効期限に達する量水器の取替を行う。
6	上水道水道施設管理台帳	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	これまでは水道事業における管路施設や個人ごとの給水図面など膨大な情報を紙ベースで管理しているが、すべて電子化し地図情報データに取り込み、一元管理するためのシステム整備を行う。
7	営農用水施設施設維持業務	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	基準に適合した安全な水道水を作り安定的に供給するために必要な施設の維持管理や点検、整備等を行う。 ・燃料、光熱水費、薬品、修繕料、水質検査、機器保守
8	本別町水道量水器更新事業	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	水道用水量器は計量法により有効期限が8年と定められているため、有効期限に達する量水器の取替を行う。
9	営農用水施設機器更新事業	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	取水施設、浄水場施設の機械・電機設備について、安心・安全・安定供給を図るため、計画的に機器の更新を行う。
10	本別町水道施設等整備事業	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	取水施設、浄水場施設の機械・電機設備について、安心・安全・安定供給を図るため、計画的に機器の更新を行う。
11	本別町営農用水施設管理台帳	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	これまでは水道事業における管路施設や個人ごとの給水図面など膨大な情報を紙ベースで管理しているが、すべて電子化し地図情報データに取り込み、一元管理するためのシステム整備を行う。
12	本別町水道配水管整備事業	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	配水管の新設、更新整備(老朽・漏水管の解消)、給水区域連絡管整備(緊急時の措置)を行う。
13	本別町美蘭別地区営農用水事業施設整備(町単独費)	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	美蘭別地区営農用水区域における量水器設置及び水道施設周辺の環境整備を行う。
14	上下水道料金・財務会計システム整備	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	上下水道料金、財務会計システム及びメータ検針機器の整備・維持管理について、業務委託により行う。 R6年度～:システム保守点検、データセンター使用料等 R7年度:水道料金システム改修、メータ検針機器更新
15	水道メータ検針業務	安全・安心な水の安定的に供給するために実施。	上下水道料金確定のため、各家庭、事業所等の水道メータの検針について、業務委託により行う。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策18 上下水道環境の充実

(2) 快適な生活環境を確保するため、公共下水道の未整備地域における整備と浄化槽整備を行うとともに下水処理場機器等の機器更新を計画的に行います

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	汚泥処分業務委託・汚泥利用者奨励金	汚泥処理で生じる脱水汚泥物の運搬等について事業者へ委託するとともに、脱水汚泥の利用者に対し奨励金を交付する。	脱水汚泥を肥料として、農地還元してもらえらる農業者の指定場所に運搬し再利用のための奨励金を交付する。また、残りの脱水汚泥については産業廃棄物処理を行う。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	下水道管理センター業務委託	終末処理場及びマンホールポンプ所の施設の運転操作及び監視・管理を行い、汚水の適切な処理を行うと共に、各機器の延命を図るため日常及び定期的に保守点検を行う。	終末処理場1箇所及びマンホールポンプ所6箇所の施設の運転操作及び監視・管理、定期的に保守点検を行う。
3	下水道台帳作成業務委託	公共下水道法第23条により定められている公共下水道台帳の調整について、下水道台帳管理システムにより、更新及び新規作成する。	既存の下水道台帳の更新及び新規作成する。 公共下水道台帳の調整は、公共下水道法第23条により定められているため、その業務を業務委託する。
4	管渠調査清掃業務委託	汚水管渠内の堆積物による閉塞事故や腐食による劣化を防ぎ、常に良好な状態、機能を確保するため予防保全を含めた維持管理を行う。	管渠清掃調査専門業者に委託し、計画的に管渠内の清掃及びマンホール内調査を行うことにより適切な維持管理を行う。
5	個別排水処理施設管理費	浄化槽の維持管理のため、保守点検及び清掃、汲取り、法定検査、修繕等を行う。	公共下水道区域外にある合併浄化槽の保守点検及び清掃、汲取り、法定検査、修繕等を行う。
6	本別町公共下水道事業	住民の生活環境の向上及び公共用水域の保全を目的に公共下水道の処理区域の拡張と処理施設の機能拡充を図る。	現状を見据え公共下水道区域を拡張し、未普及区域の整備及びマンホール施設改修を行い、また、管渠及び終末処理場の機器更新はストックマネジメント計画により、コスト削減を考慮しながら計画的に行う。
7	処理場管理費	公共下水道処理場施設の突発的な事故等の修繕、法定点検、機器の定期的な保守点検等、処理場運転のために必要な維持管理を行う。	終末処理場を維持する水道光熱、保守点検、修繕等を行う。
8	公共下水道管渠管理費	公共下水道管路施設(汚水桝含む)の突発的な事故等の修繕等、管路施設維持に必要な管理を行う。	下水道管路施設維持に必要な、マンホールポンプ所6箇所の電気代、汚水ポンプの修繕及び汚水管渠等の修繕を行う。
9	浄化槽整備事業	集合処理に適さない地域において、浄化槽を設置することによりトイレの水洗化及び生活雑排水を処理し、公共用水域の保全及び生活環境の向上を図る。	公共下水道区域外に合併浄化槽を設置することにより、トイレの水洗化及び生活雑排水の処理を行う。
10	水洗便所等改造資金融資	水洗化促進のため、既設の便所を町の指定する金融機関より融資を受けて水洗便所に改造しようとする者に対し、融資利息を町が負担する。	水洗化促進のため、既設の便所を町の指定する金融機関より融資を受けて水洗便所に改造しようとする者に対し、融資利息を町が負担する。
11	水洗便所等改造補助事業	公共下水道区域の既設便所を、自己資金をもって水洗便所に改造しようとする者に対し補助金を交付する。	公共下水道区域の既設便所を、自己資金をもって水洗便所に改造しようとする者に対し補助金を交付する。
12	上下水道料金・財務会計システム整備	上下水道料金システム及び財務会計システムの整備・維持管理	上下水道料金、財務会計システムの整備・維持管理について、業務委託により行う。 R6年度～:システム保守点検、データセンター使用料等 R7年度～:水道料金システム改修

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策19 道路整備・交通網の充実

(1) 生活道路の整備と維持修繕を計画的に進め、安全で快適な通行を確保します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	橋梁長寿命化修繕計画	橋梁の安全性の確保と改修費用の平準化を図り、効率的な維持管理を行う。	道路交通の安全性を確保する上で、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換し、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るため、橋梁点検・策定計画及び補修工事を実施する。
2	東中西中間道路改良舗装工事	道路の安全性の向上を目指し、安全で快適な道路整備を進める。	一般道道美里別本別停車場線を起点とし主要道道本別留辺蘂線を終点とする本路線は、未改良道路であり幅員も狭く乾期には風塵甚だしく、降雨・融雪時には路盤が軟弱化し、車両通行に多くの支障をきたしていることから、路盤改良舗装工事を行う。
3	公共駐車場トイレ整備事業	健常者から障がい者までの誰もが安心して快適に年中利用できるトイレを整備し、周辺環境の改善を図る。	勇足地区に年中通して利用できるトイレが無いため、今年度、勇足コミュニティセンター跡地に公共駐車場トイレの整備を行う。 ・勇足地区駐車場トイレ調査設計 2,200千円 ・勇足地区駐車場トイレ新築 30,000千円 合 計 32,200千円 施設整備後の維持管理費は、建設水道課公共施設等管理にて計上
4	道路維持・整備機械の配置及び更新(道路の整備・機械の整備)	道路維持・整備機械の配置及び更新(道路の整備・機械の整備)により道路維持管理を適正に行う。	道路の維持管理を適切に、また、迅速に行うために老朽化した「道路維持車両」「除雪車両」「道路維持パトロール車」等を計画的に更新し、町道における車両の安全な走行と歩行者の安全歩行等の確保を図る。 【R3年度】 ダンプトラック4t級更新(社会資本総合整備事業) 砂散布機用4トンダンプ更新(除雪機械整備事業債) 【R4年度】 作業用機械運搬車更新(備荒資金組合資金) 【令和6年度以降】 大型ホイールローダの購入
5	道路維持	町道の安全な通行の確保と町管理河川・排水等の機能確保を図る。	町所有作業車や重機借上げ等により、「舗装補修」「路肩補修」「法面補修」「砂利道路面整地」「草刈」「河川排水の補修」等を行い、町道の安全な通行の確保と町管理河川・排水等の機能確保を図る。 町事業費は8.2.2道路維持費の計上額中、除雪委託費を除いた額を記載している。 [R5予算] 道路維持費77,443千円－5道路維持(除雪)25,000千円

No	事務事業名	事業目的	事業内容
6	美里別川沿道路改良舗装工事	道路の安全性の向上を目指し、安全で快適な道路整備を進める。	旧美里別小学校を起点とし、一般道道美里別本別停車場線を終点とする本路線は、幅員も狭く乾期には風塵甚だしく、降雨・融雪時には路盤が軟弱化し、車両通行に多くの支障をきたすことから、路盤改良舗装工事を行う。
7	負簀西4線道路改良舗装工事	道路の安全性の向上を目指し、安全で快適な道路整備を進める。	本路線は、負簀地区の町道を起終点とする道路であり、幅員も狭く乾期には風塵甚だしく、降雨・融雪時には路盤が軟弱化し、車両通行に多くの支障をきたしていることから、路盤改良舗装工事を行う。
8	道路維持(除雪)	冬期間における町道の安全な走行と歩行者の安全歩行及び福祉世帯の安心生活等の確保を図る。	町所有除雪車と委託車両(6地区)、借上車等により、町道、福祉世帯私道、公共施設等の除雪を実施し、冬期間の町道における車両の安全な走行と歩行者の安全歩行及び福祉世帯の安心生活等の確保を図る。 予算額について 時間外勤務手当(正職員・車両C)、賃金(公園・車両C)、燃料費(除雪車両10台)、修繕料(8.2.1.10)、除雪作業用ミニタイヤショベル借上げ、除雪委託料(8.2.2.12)、その他 (消耗品費(8.2.1.10)車両用・タイヤ・タイヤ組換・凍結防止剤、車検費用(重量税・車検代行手数料・印紙代)、自重計検査、保険(任意・自賠責)を合計し予算額としている。(道報告に同じ)
9	上押帯西18号道路改良舗装工事	道路の安全性の向上を目指し、安全で快適な道路整備を進める。	一般道道居辺本別線を起点とし町道本別土幌町界道路を終点とする本路線は、未改良道路であり幅員も狭く乾期には風塵甚だしく、降雨・融雪時には路盤が軟弱化し、車両通行に多くの支障をきたしていることから、路盤改良舗装工事を行う。
10	町道歩道拡幅化(バリアフリー)工事	歩道の安全性の向上を目指し、安全で快適な歩道整備を進める。	高齢者などで行動上制限を受ける方が、道路等の段差による障害等を取り除くことにより、自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図るため、歩道拡幅化工事を行う。
11	区画線工事	区画線は道路交通の安全と円滑のために重要な交通安全施設であり、その効用が損なわれないよう維持管理を実施していく。	除雪等で削れた道路標示を再施工することにより、車両走行の誘導と運転中における注意を促し、公安委員会と連携をとりながら交通安全の向上と車両走行の円滑化を図る。
12	町道補修工事	道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、道路の維持補修を実施していく。	道路構造の保持、雨水処理の即効性、車両走行の安定により交通安全向上を図るため、道路の維持管理上の必要な町道補修工事を行う。
13	道路台帳図作成委託	道路台帳は道路法で作成が義務付けられ、町道の基礎的な事項を示した台帳の整備・更新を実施していく。	道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し保管することとなり、道路整備や町道認定等により道路形態の変更に合わせ、延長、面積にも年度ごとに変動があるため、道路台帳図作成業務について委託する。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
14	町道押帯池田間道路改良舗装工事	凍上融雪により損傷した舗装道路を、安全で円滑な交通を確保し、地域住民の道路整備を実施していく。	一般道道本別士幌線を起点とし町道押帯池田間道路を終点とする本路線は、大型車を含む車両の通行が多い路線である。しかし、冬期間において厳しい気象条件から凍上融雪により舗装の損傷が激しく、車両の通行に支障をきたしているため、脆弱な路盤を改良し舗装工事を行う。 延長 L=1300m
15	町道防災対策補修工事	今後想定される大雨等に対し、道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、道路整備を実施していく。	今後想定される大雨等に対し、道路構造の保持や円滑な交通を確保するため、防災対策補修工事を実施する。 (R5)町道負簔西4線道路 L=100m、町道山手町通り L=9m (R6)町道押帯高台道路 L=20m 向陽町3号通り道路擁壁工調査設計 L=100m(追加) (R7) 向陽町3号通り道路擁壁工 L=50m延長未定(追加)

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策19 道路整備・交通網の充実

(2) 通院や買い物等に利用する交通手段ニーズを反映した路線等の見直しや新たなサービスの導入を図り、利便性の高い地域公共交通の確保を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	地方バス路線運行維持対策補助	通院、通学等の利用者減少により収益性が低い路線バス事業者に対し、沿線自治体との連携のもと、国庫補助金等で補えきれない赤字分の補填を行い公共交通路線バスの維持を図る。	十勝バスの経常収支から国道補助金を引いた差額(=沿線市町村負担額)のうち、20.2%を負担している。
2	本別町ふるさと銀河線代替バス振興会議補助金	ちほく高原鉄道の廃止後、住民の足の確保として運行する「ふるさと銀河線代替バス(十勝バス帯広陸別線)」を存続させるため、通学定期運賃差額補助や団体運賃助成等の利用促進を行う。	代替バス利用促進事業(事業費、運賃助成等)等を実施する。
3	高齢者等生活交通支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会の減少や日常生活等で交通手段の確保が課題になっている高齢者等に対し、ハイヤー運賃及び料金の助成等を行うことにより、ハイヤー利用者の負担軽減と細やかな交通手段の確保、交通事業者の経営の安定化を図る。	下記①及び②で配布されるチケットを利用するハイヤー運行について業務委託を行う。 ①チケット無償配布(500円券×30枚) 15,000円 ②年度中運転免許証返納の場合、プラス10枚 ③チケット希望購入分(3割から5割を助成) ※上限を20セットと設定※本事業は、令和3年2月スタート
4	太陽の丘循環バス事業	町民の通院・買い物等の移動手段確保のために循環バスを運行する。	太陽の丘に設置する医療福祉施設等を利用する住民の利便性を確保し、コミュニティバスとしての機能向上を図り、町民の安心した暮らしを守るために循環バスを運行する。
5	へき地患者輸送車運行事業	公共交通機関のない地区に居住する町民が病院、診療所に通院するために患者輸送バスを運行する。	町内9地区5路線の運行 月:押帯線 火:活込・美里別東線 水:仙美里線 木:美里別・拓農線 金:新生・月見台・明美線

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策19 道路整備・交通網の充実

(4) 本町経済活動に重要な役割を果たす北海道横断自動車道本別ジャンクション釧路ー北見ランプの早期整備に向けた活動を展開します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	北海道横断自動車道早期建設促進期成会負担金	経済・産業・文化等の発展及び交流促進、さらに観光地へのアクセスや救急医療の搬送などに大きく寄与する北海道横断自動車道の早期建設のため、関係機関に対する陳情、請願、PR活動並びに情報の交換等を行う。	高速道路の早期建設促進に係る団体の活動に係る負担金

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策19 道路整備・交通網の充実

(5) 情報通信技術の進展や情報化ニーズに対応した地域社会の構築を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	地域情報通信基盤整備事業	町民のすべてが便利で快適な日常生活を送ることができる環境を提供するため、情報通信網(インターネット環境)の整備や光ケーブル回線を利用した難視地域への地上デジタル放送の提供を行う。	町が整備したFTTHによる光ファイバ網を、IRU契約により民間電気通信事業者に貸し出し、ブロードバンド未提供地域の情報通信格差是正とケーブルインターネットサービス及び地上デジタル放送の再送信を提供する。
2	テレビ難視聴地区解消事業	「本別テレビ中継局」と「本別沢ミニサテライトテレビ放送局」の定期保守等を行いテレビ電波環境の安定化を図る。	2つの中継放送局の保守点検を実施し、電気料(共同運営負担金含む)を負担する。
3	テレビ中継局放送機更新事業	町内の難視聴対策としてテレビ放送を円滑に受信することを目的に、平成20年度整備済みの本別テレビ中継局放送機について、整備以降17年が経過することから、更新事業を行う。	平成20年度に整備済みの本別テレビ中継局放送機について、整備以降17年が経過することから、更新事業を行う。 なお、現在、TVHが受信出来ないことから、TVHを追加し、更新する。 (令和7年度整備予定)

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策20 住宅環境の充実

(1) 空き家の利活用と適正な管理について、所有者と行政間のみならず、民間事業者や専門家等と連携を図り、総合的かつ持続的な取り組みを実施します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	本別町老朽空家住宅除却支援事業	本別町空家等対策計画に基づき、管理不良な老朽空き家住宅の除却を支援するための補助を行う。	助成要件を満たす老朽空家住宅について、解体・運搬及び処分に要する費用の4/5を助成する(上限100万円)

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	居住支援協議会事業	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項や、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理・有効活用、特定空家等に関する対策等を行う。	国の補助事業が確保出来ない場合、組織としては、存在するが、協議会への補助金は無い。現在、国の補助が確定していない。 住宅に関する問題やニーズを把握し、適切な支援や施策を提案して、住宅確保要配慮者に対する住宅環境の改善や居住者の生活の質を向上させる。
3	住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業	住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図る。	住宅確保要配慮者専用住宅を供給する所有者が入居者の家賃の低廉化を行う場合、予算の範囲内で当該低廉化に要する費用の全部又は一部を補助するもの(上限:国費2万、町2万)。

第4章 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

施策20 住宅環境の充実

(2) 居住水準や設備水準の低いものは建て替えや廃止を行い、長期的に活用できるものは改修をするなど、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが安心して暮らせる公営住宅を整備します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	公営住宅整備事業	若年層から高齢者・健常者から障がい者までの誰もが安心して快適に暮らせる生活環境にするため、老朽化した公営住宅を整備し、居住水準の向上と共に周辺環境の改善を図る。	公営住宅等の整備については、向陽町団地においてR9年度以降の建替の実施に向けて、R4年度に住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、R8年度より実施設計等を行っていく。
2	公営住宅維持修繕工事	既存公営住宅の安全確保を図る。	建て替えまでに至らない建物を対象に居住性向上(設備等の改善)、福祉対応(浴室改修)、屋根改善や外壁改善等を年次的に行う。
3	公営住宅維持保全	既存公営住宅の居住環境改善を図る。	大規模改修まで至らない簡易修繕(入退居修繕含む)について随時行う。 【事業費の計上方法について】 町事業費に職員給(2人区分 15,000千円)物件費、維持補修費、公債費(元金、利子)を計上する。 特定財源として、公営住宅使用料等を計上する。 下表のとおり
4	本別町住宅取得助成交付事業	安心して住み続けられる住まいづくりと定住人口の確保、子育て世帯等の定住促進支援及び地域経済の活性化を図る。	住宅を新築又は購入する方及び中古住宅の購入する方に対して、費用の一部を助成する。 【新築住宅建設】 基本補助額20万円その他、町内業者で施工、移住世帯、若者夫婦世帯、子育て世帯の子どもの数等の条件により加算補助額を上乗せする(最大300万円) 【中古住宅購入】 基本補助額20万円その他、移住世帯、若者夫婦世帯、子育て世帯の子どもの数等の条件により加算補助額を上乗せする(最大120万円)

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	公営住宅管理システム導入	入居者の情報や契約の管理、住宅料の算定や収納状況の管理、メンテナンスのスケジュール管理し、効率的な公営住宅資産の運用と管理を行う。これまでのシステムの老朽化に伴い更新する。	現行のシステムのメーカーサポート期限が終了することに伴い更新する。 更新後は、毎月利用料を支払い利用する方法に変更。 R6: 現行システムから新システムへ移行するデータの作成。新システムのカスタマイズ。R7以降: 利用料
6	本別町木造住宅耐震改修等助成交付事業	木造住宅の耐震化の促進を図り、震災による生命や財産の被害を軽減させ、安心して住み続けられる住まいづくりを図る。	耐震診断及び耐震改修工事を行う人に対して費用の一部を助成する。 【耐震診断】 耐震診断に要した額: 上限3万円 【耐震改修】 20万円未満: その費用の全額 20～200万円以下: 20万円 200万円を超える: 耐震改修工事費の10%(上限30万円)
7	本別町住宅改修等助成交付事業	安心して住み続けられる住まいづくりと住宅の居住性向上、子育て世帯等の定住促進支援、空き家の利活用の促進及び地域経済の活性化を図る。	住宅を改修する方に対して、費用の一部を助成する。 【一般住宅改修】 30万円以上: 一律10万円※5万円分は商品券で助成 【一般住宅改修】 100万円以上: 一律30万円※10万円分は商品券で助成 【子育て・若者夫婦・移住世帯住宅改修】 30万円以上: 一律15万円※5万円分は商品券で助成 【子育て・若者夫婦・移住世帯住宅改修】 100万円以上: 一律50万円※10万円分は商品券で助成 【空家住宅改修】 100万円以上で30%の助成率: 上限100万円 ※10万円分は商品券で助成

第7次本別町総合計画 前期基本計画 施策別「重点的な取り組み」一覧

施策21 自治体経営の推進

- (1) 将来にわたって暮らしやすいまちを維持していくため、自主財源の確保を図ります。
- (2) 限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるために、事業成果の検証と自治体経営感覚を持って各種事業の見直しを図ります。
- (3) 公共施設の長寿命化、利活用促進と統廃合を進めることにより、事業の継続と健全な財政運営との均衡を図ります。
- (4) まちに新しいひとの流れをつくる取り組みと合わせ、少子高齢化、人口減少に伴う事業の効率化や、住民ニーズ、生活圏域の拡大に対応するため行政区域を越えた広域的な行政運営を行います。
- (5) 職員研修による資質の向上を図るとともに官民連携とICT(情報通信技術)の利活用により効率的・効果的な行政運営を推進します。

施策22 開かれた町政の推進

- (1) 「広報ほんべつ」「くらしの情報紙かけはし」の定期発行とホームページの内容充実による行政情報を提供していきます。
- (2) 町民の意見をまちづくりに生かす機会を拡大していきます。
- (3) 自治会をはじめ、まちづくりに携わる団体と連携し、地域の持続的な発展にむけ、協働によるまちづくりを推進します。
- (4) 男女が互いに尊重し、社会参加して活躍するため、仕事と家庭の負担割合の均一化を推進します。
- (5) 情報公開制度、個人情報保護制度に対応した適切な文書管理を行ないます。
- (6) 人口減少により不足する労働力を支えている外国人との交流や異文化理解の促進を通じ、多文化共生社会の実現にむけた取り組みを進めます。

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策21 自治体経営の推進

^ 将来にわたって暮らしやすいまちを維持していくため、自主財源の確保を図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	確定申告書作成支援業務(旧:確定申告システム(更新)保守)	町道民税課税の根拠となる確定申告書や住民税申告書の作成を迅速かつ正確に実施する。	申告会場の設置と確定申告システムを利用した申告書作成支援、各種課税資料の入力・管理を行う。入力したデータは税基幹システム(アクロシティ)に移行し、町道民税の賦課徴収に活用する。 ・確定申告システム保守費用 ・受付会場設置費用(消耗品ほか)
2	固定資産評価業務(標準宅地鑑定評価・時点修正・路線価評価)	固定資産(土地)の適正な評価を行う。	標準宅地の鑑定評価、時点修正、路線価評価の業務を委託する。
3	固定資産現況図更新業務	固定資産(土地・家屋)の適正な評価を行う。	固定資産現況図の更新業務を委託する。
4	本別町個性あるふるさとづくり寄付推進事業	寄付金による歳入増加と、町外寄付者への返礼品贈呈による、町内事業者及び本町関連事業者が生産・製造する特産品のPRや、返礼品提供事業者の売上増など、本事業を通して地域産業の活性化に繋がっている。	本別町個性あるふるさとづくり寄付条例等に基づき、寄付を通して本町を応援してくれる町外寄付者に対して、地元特産品を贈呈することで、町や町の特産品を全国にPRしている。
5	土地台帳管理システム保守	登記所からの通知に基づく固定資産(土地)の所有者等の管理を行う。	土地台帳管理システムの保守業務を委託する。
6	家屋評価業務	固定資産税における家屋の適正な評価を行う。	家屋評価システムを利用し、適正な家屋評価の入力を行う。 ・家屋評価システム使用料 ・パソコン購入費用

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策21 自治体経営の推進

(2) 限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるために、事業成果の検証と自治体経営感覚を持って各種事業の見直しを図ります

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	行政改革推進委員会	簡素で効率的な行政運営を行い、活力あふれる町政を推進するため、推進委員会による町民の声を反映させながら行財政改革に取り組む。	条例による、行政改革推進委員会の開催(2回予定) ・報酬 3,800円×1人×3回=11,400円 3,200円×8人×3回=76,800円 ・費用弁償 3名 5,000円
2	用地確定測量委託	町有地の適正管理及び売却処分等のため、必要に応じ用地確定測量を適宜行う。	町有地の適正な管理及び売却の際に、隣接地との境界確認など、当該地の現況把握のための用地確定測量を適切に実施する。 ※単年度あたりの215千円は、概ね本別町の標準的な宅地、一筆の用地確定測量に必要な経費である。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
3	公有建物災害保険料	建物等が火災等の不慮の災害によって生じた損害に対して、一定の保険料の給付を受ける。	【建物数】 令和4年4月1日現在 268件 【保障内容】火災、落雷、破裂、爆発、落下、飛来、衝突、破壊、風水害等
4	一般公用車の維持管理、配置及び更新(一般公用車)	一般公用車の維持管理、配置及び更新を行う。	出張や外勤、災害時の初動対応等にも使用する一般公用車について、計画的に更新を行い、車両の小型化や低燃費・環境性能向上車の導入促進により、維持管理費用の軽減に努める。 「本別町公用車管理・更新計画」に基づく台数 【令和6年度】(目標:全体2台、建水1台) 1台更新予定(下水道カラー更新)、1台入替(包括ミラ)
5	役場庁舎警備業務委託	職員の勤務時間外における役場庁舎等の保安警備、電話・来客対応を行う。	午後5時15分から翌午前8時30分までの電話、来客対応および役場庁舎、公民館、体育館、図書館、資料館の巡回を行う。
6	公有財産台帳管理システム運営	町の所有する公有財産を正確に管理し、調査、分析等を行い実態把握に努める。	【システム概要】 旧システムが老朽しており、令和3年10月から使用料として導入した。システムは、日常の財産管理、又は、国による統一基準の財務書類作成の基礎資料として活用していく。

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策21 自治体経営の推進

(4) まちに新しいひとの流れをつくる取り組みと合わせ、少子高齢化、人口減少に伴う事業の効率化や、住民ニーズ、生活圏域の拡大に対応するため行政区域を越えた広域的な行政運営を行います

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	とちかち東北部移住サポートセンター運営事業	本町の人口減少対策として首都圏等からの移住者獲得を目指す。	3町(本別・足寄・陸別)が連携して移住サポートセンターを開設し、移住希望者等に対して必要な情報の提供や支援を行うとともに、首都圏等へのプロモーションを一体的に行う。
2	移住・定住対策事業	本町の人口減少対策として首都圏等からの移住者獲得を目指す。	とちかち東北部移住サポートセンターや他市町村とも連携した移住希望者向け情報発信等に取り組み、町内におけるお試し暮らしの提供や仕事や住まいの確保などの移住促進を図る事業を展開する。
3	移住・定住促進支援補助金	地域産業および地域経済の維持拡大、人口減少対策として、町内事業所における新規雇用の促進と人材の定着を図る。	町内で、正社員として採用又は企業を目的に移住し、本町の賃貸住宅に居住する者や採用され町外から移り住む者、町内事業所で就業体験する者に対し、①町内本店事業所の新規採用者に家賃を助成、②移住者への引越し費用を助成、③移住希望者の就労体験に伴う交通費の助成を行う。
4	本別町しごと体験交流館運営	本町における就労体験や研修等を通じて、地域産業等の振興に必要な人材確保や育成、本町への定着を図る。	本町への移住希望者や就業体験希望者等を対象に本町での仕事や生活体験、地域住民等との交流の場を提供するための交流研修宿泊施設として活用、運営を行う。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
5	北海道UIJターン新規就業支援事業補助金	東京圏からのUIJターンによる町内への新規就業を促進する。	北海道が仕事マッチングサイトの開設を行い、本町に移住しサイト登録の事業所等に就業若しくは起業した者に対し移住支援金を給付する。
6	地域おこし協力隊導入	地域おこしに意欲のある人材を誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化を図る。	新たな地域の担い手として都市圏からの人材採用を行い、地域産業や町民生活にかかる様々な分野において地域活動を行う。
7	本別町総合計画等策定審議会	総合計画及びデジタル田園都市総合総合戦略の推進管理及び計画の策定を一体的に進めるため、本別町総合計画等策定審議会を設置し、本町のまちづくりを計画的に推進する。	本別町総合計画等策定審議会の開催 報酬及び費用弁償を4回分計上 総合計画及びデジタル田園都市総合総合戦略の推進管理及び計画の策定のため審議会を開催する。 【推進管理】 総合計画及びデジタル田園都市総合総合戦略 【計画策定】 後期総合計画(R8年度～R12年度) デジタル田園都市総合総合戦略(R8年度～R12年度)
8	地域活性化起業人活用事業	地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、民間のノウハウを活用した人材確保・関係人口の創出に向けた戦略と検証を行うことを目的とする。	外部の視点による新たな取り組みとして、産業人材の確保と交流人口・関係人口の創出を図るため、情報発信の強化と新たな事業を検討する
9	十勝圏活性化推進期成会負担金	十勝地域における活力ある地域づくりを推進するため、地域活性化方策に関する必要事項の調査研究、地域活性化のための意見の開陳及び要請・請願、地域活性化方策に資する事業の参画と支援などを行う。(十勝町村会が事務局:市町村長と市町村議会議長で構成)	広域的な問題についての要望活動に係る負担金
10	十勝東北部銀河の里づくり協議会負担金	十勝圏複合事務組合における広域東北ブロックを構成する協議会として、広域連携によるまちづくりのための共同イベントや調査研究・研修事業などを行う。	・十勝東北部銀河の里づくり協議会負担金 ・十勝圏複合事務組合からのイベント協賛金等助成金の受皿
11	十勝圏複合事務組合広域事業負担金	十勝地域総体的な振興や広域行政推進のため、教育研修センターや市町村税滞納整理機構の設置・運営、消防広域推進室の設置など各種施策を共同で展開する。また基金の運用益により振興事業が取り組まれる。	十勝圏複合事務組合広域事業(負担金) 【主な事業展開】 ①十勝ふるさと市町村圏基金事業 ②十勝圏への移住・定住希望者に対する情報提供と一体的な情報発信 ③大都市圏での移住イベントにおけるPR ④どさんこ交流テラスとの連携強化 ⑤とかちみんなでおしゃべりワークショップ ⑥地域の資源を活用したイベントの開催 ⑦地域住民の国際化意識の啓発 ⑧ブロック別広域連携促進事業

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策21 自治体経営の推進

(5) 職員研修による資質の向上を図るとともに官民連携とICT(情報通信技術)の利活用により効率的・効果的な行政運営を推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	メンタルヘルス対策	メンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みにより、メンタル不調者を作らない職場づくりを目指す。	メンタルヘルスの基礎知識や不調予防・早期対応などの知識を身に付けるための研修会を開催する。また、自己のストレス状態を確認するためのストレスチェックを実施する。
2	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	権限移譲により、担当窓口で関連する手続きを行える「ワンストップサービス」として、パスポートの申請・受取サービスを提供する。	日本国籍を有する本別町に住民登録のある者を対象としてパスポート(一般旅券)の発給申請の受付、審査を行い北海道パスポートセンターへ送付するとともに、同センターが作成し送付されてきた旅券を申請内容と照合し、交付する。 ※事業費はIC旅券用交付窓口端末機の保守委託料
3	職員研修	複雑化、多様化する町民ニーズに対応した行政サービスを、将来にわたって継続的に提供していくために必要な知識を身に付けるための研修を受け、職員一人ひとりの資質向上を図る。	・北海道市町村職員研修センター研修 ・十勝定住自立圏広域研修 ・派遣研修(自治大学校、小松島市等) ・町独自研修
4	システム機器保守事業	窓口等に設置の住民情報系システムや通常業務に使用する庁内ネットワークシステムにかかる機器が安定的に使用できるように保守を行う。	住民情報系システム、庁内ネットワークシステム等全般にかかるシステム保守を行う。
5	職員互助会福利厚生事業交付金	町が事業主として職員に対して行う福利厚生事業の一部を職員互助会に委託し、その報酬として交付金を交付することにより、職員が日々健康に働き続けられる環境作りに資する。	人間ドックのオプション検診や健康管理センター等で実施している各種検診、インフルエンザ予防接種への助成、スポーツ活動などの健康増進対策への助成、法定外控除事務などの福利厚生事業を交付対象として交付金を交付する。
6	システム保守事業	業務の効率化を図り、質の高い行政サービスを提供・確保するため、使用するサーバー等の機器及び必要なシステム全般について保守を実施する。	住民情報系システム、庁内ネットワークシステム等全般にかかるシステム保守を行う。
7	戸籍電算システム運用	戸籍電算システムを運用し、戸籍証明書等の発行などの事務処理の迅速化及び住民サービスの向上を図る。	戸籍の記録、戸籍証明書等の発行などの事務手続き処理を行う戸籍情報システム機器及びソフトウェアの維持管理を行う。
8	職員住宅改修	老朽化が進んでいる職員住宅について、計画的に改修を行い、職員の住環境の整備を図る。	老朽化した屋根、玄関、浴室等を優先度の高い住宅から計画的に改修する。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
9	十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構運営分担金	十勝市町村税滞納整理機構は、町が抱えている徴収困難事案等を引継ぎ、専門的に滞納整理を行う機関であり、存在することで滞納の抑止力となり、また、引継者が一括で全額納付する事案を生じさせる役割を担っている。そして、機構が行う研修等により専門的知識の習得の機会や市町村同士の情報収集の場となっている。	各市町村における徴収困難及び滞納整理が困難な事案について、専門的徴収手段を駆使し、迅速に処理を行う滞納整理機構の運営費用について分担する。
10	機器・システム導入事業	安定した行政サービスを提供するために、システム・機器類を更新及びシステム修正を行う。	業務の効率化を図り、質の高い行政サービスを提供・確保するため、使用するサーバー等の機器および必要なシステム全般について更新する。 R6年度 備荒資金返済分 20,232千円 R7年度 単年更新分 28,669千円 備荒資金返済分 16,632千円 R8年度 単年更新分 21,398千円 備荒資金返済分 16,607千円 R9年度 単年更新分 17,187千円 備荒資金返済分 11,219千円
11	戸籍電算システム改修事業	戸籍法等の改正に対応した戸籍情報システム及び戸籍附票システムの改修を行う。	戸籍法及び番号利用法等の関係法令の改正に基づき、システム改修及び対応作業を行う。 ①戸籍に振り仮名を記載する対応業務 3,080千円 ②振り仮名の通知を出力する対応業務 1,177千円 ③標準化・共通化対応業務 R5 1,848千円 (R6 8,988千円)
12	行政事務電算化事業に係るOA機器の導入	安定した事務執行のため、庁内ネットワーク参加パソコンを更新する。	庁内ネットワーク参加パソコンの更新。
13	機器・システム導入事業	標準化法が施行され、国主導のもと基幹業務システムを全国共通にすることが自治体に義務付けされた。令和7年度までに整備を目指す。	業務の効率化を図り、質の高い行政サービスを提供・確保するため、使用するサーバー等の機器および必要なシステム全般について更新する。 R6年度 標準化シス移行費用 105,284 千円 R7年度 標準化シス移行費用 105,284 千円
14	アナログ規制の点検・見直し業務	デジタル社会の実現に向けてアナログ規制(条例等により書面・対面などの手法が義務付けられていたもの)の見直しを図る	条例、規則等からアナログ規制に関する規定の洗い出し。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
15	地域活性化企業人材派遣事業	地域活性化企業人材派遣事業(内閣府)デジタル人材を民間企業から受入れ、国の政策動向に関する情報収集と、各自治体での具体的な交付金活用事業を把握、本町の課題解決に向けた事業にマッチする活用方法を検討し、本町の自治体DXを推進する。	地方創生の取組の一環として、「地方創生人材支援制度」を通じて、民間専門人材をアドバイザー等として地方公共団体に派遣する事業、令和6年度から当面3年間を目途に、デジタル人材を民間企業から派遣いただく。 本町のDX推進はこれまで具体的な取り組みはなく、これから進めていかなければならないレベル。そうした中で職員においてもDX、DX推進についてイメージがなく何をどう取り組んでいけばよいのか手探り状態であり、まずは職員の意識の醸成、デジタルリテラシーの向上が必要な状況。なお、経費中、制度により特別交付税において、5,600千円を措置することとなっている。

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策22 開かれた町政の推進

(1)「広報ほんべつ」「くらしの情報紙かけはし」の定期発行とホームページの内容充実による行政情報を提供していきます

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	会議録作成業務	町議会の公式記録であるとともに会議の顛末を記録した唯一の証拠書類であり、町行政の歴史ともなる会議録を迅速且つ適正に作成する。	議会の会議内容について、広く町民に対する迅速な閲覧の機会を確保するため、定例会(一般質問のみ)や予算等特別委員会等の会議録作成業務を委託する。 また、自治体DXの推進を兼ねて、令和5年度からAI音声文字起こしツールを導入し、その他会議の会議録作成の業務効率化を図る。
2	広報ほんべつ印刷発行事業	町の抱える課題や町民の元気な姿などのまちの動静を幅広く情報発信することにより、町民と一体感を持ち協同のまちづくりを目指す。	町の抱える課題や町民の元気な姿などのまちの動静を幅広く情報発信するとともに、情報をリアルタイムで共有し、お互いに語り合えるような紙面を目指し、町広報(毎月)を発行する。
3	議会広報発行業務	町民から信頼される開かれた議会を目指すため議会だよりを定期的に発行する。	定例会・臨時会等における審議内容、一般質問、議会の活動等を議会だよりを通じて町民に周知する。
4	町勢要覧・町勢要覧資料編作成	町で実施されている取り組みや歴史などの概要や魅力を紹介する要覧等について、主に町外の人へのPRを目的として作成する。	町で実施されている取り組みや歴史などの概要や魅力を紹介する本別町町勢要覧(フルカラー)を10年に1回、町勢要覧ほんべつ(フルカラー)を5年に1回、町勢要覧資料編(12ページ・1色)を毎年、主に町外の人へのPR用として作成する。
5	ホームページ作成及び管理(CMSシステム保守)業務	町民との情報共有のため、ホームページにより行政が保有する情報を町民へ提供・公開するとともに、町の観光資源など、本町の魅力を町内外に積極的に発信する。	本別町公式ホームページで行政情報を可能な限り、リアルタイムに情報を掲載し、町民の利便性の向上に努めていきます。また、見る側の視点に立った「見てみたい」と思われるホームページづくりに努め、内容の充実を図るとともに。観光資源などの本町の魅力を町内外に積極的に発信し、本町への新しい人の流れの創出や交流人口の増大を目指した情報発信を行う。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
6	開町記念事業	開拓先人の偉業に感謝を捧げ、愛町精神と美しい風習を涵養し、町民がこぞって祝福する日として式典を行う。	頌徳碑において開拓功労者謝恩祭の実施。 中央公民館において町功労者表彰。
7	法規追録	最新の法令や判例を入手し、正確な事務執行に資する。	法令逐条解説、事例集、事務要覧などの追録購入。
8	例規集データベース	パソコン端末による町例規集や法令情報の閲覧、例規改廃のシステム化により法制業務の効率化を図る。	例規集データベースのシステム保守。 例規集データの更新。 例規改正をシステムで自動化(改め文、新旧対照表)。 公布された法令による町例規のハネ改正の有無確認を自動化等。
9	議会音響設備整備	議会の音響設備を更新し、役場庁舎外施設へ音声配信を行う。	老朽化した議会の音響設備の更新。 LGWAN回線を利用して役場庁舎外施設(病院、ケアセンター、健康管理センター、老人ホーム、中央公民館、図書館、給食センター)へ議会音声を配信
10	議会中継システム整備	議会傍聴の機会確保のため、本会議場に映像配信機器を設置し、会議をインターネット配信する環境を整備する。	映像配信機器の整備。You Tubeのライブ配信サービスを利用する。

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策22 開かれた町政の推進

(2) 町民の意見をまちづくりに生かす機会を拡大していきます。

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	LINEを活用した行政情報配信システム等構築事業	現在の広報誌やホームページによる一方通行の情報発信では、見落としがちであったり、まったく目にしない情報がある。また、自分が求めている情報を直接送ってほしい住民が少なくないことや、移動手段のない方や多忙な方々は役所に行く回数を減らしたいと考えている。これらの課題解決と住民ニーズに答えるために、LINE公式アカウントを導入し、地域コミュニケーションの活性化や地域情報の発信・共有、そして行政手続きの住民利便性の向上を図る。	LINEを活用した行政情報配信システム等構築事業 【情報配信サービス】 ・利用者ニーズに合わせたメッセージのセグメント配信 ・ゴミ収集日・子育て情報等の定期配信 ・防災情報の配信 ・チャットボット・個別チャットを用いたお問合せ対応 【動的リッチメニュー】 ・欲しい情報にダイレクトにたどり着くリッチメニュー ・情報カテゴリごとにリッチメニューをタブ分け ・利用者ニーズに応じたメニューの出し分け 【通報システム】 ・公共施設不具合・不法投棄等の通報をLINE上で受付 【予約システム】 ・イベント参加、検診等の予約をLINE上で受付

No	事務事業名	事業目的	事業内容
2	役場庁舎等空調設備整備	職員の執務環境の改善に資するため、役場庁舎等の空調設備を整備する。	空調設備整備 アスベスト調査委託 847千円 役場庁舎エアコン設置工事 36,124千円 特定財源は公共施設等整備基金繰入金。
3	役場庁舎タイルカーペット張替	カーペットのズレ、剥がれ、汚損等が進む執務スペースのタイルカーペットの張替えを行い、執務環境の改善に資する。	役場庁舎内の執務スペースのタイルカーペット張替えおよび既存タイルカーペットの撤去・処分。 既存カーペットは敷設から20年以上経過しており、すでに耐久年数は経過している。めくれなども生じており、職員の往来に支障をきたしている箇所もある。 張替えするタイルカーペットの耐久年数は20年程度。
4	役場庁舎エレベーター整備	役場庁舎にエレベーターを設置し、各階への人や荷物の運搬を容易にする。	地下1階から地上3階まで外付けエレベーターを設置。

第5章 みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策22 自治体経営の推進

(3) 自治会をはじめ、まちづくりに携わる団体と連携し、地域の持続的な発展にむけ、協働によるまちづくりを推進します

No	事務事業名	事業目的	事業内容
1	地域集会場委託料	集会場の管理運営を地域に委託し、自治活動やコミュニティ増進のための自治活動を支援する。	消耗品や光熱水費等の実費相当分を積算して委託料の額を設定。施設の大規模改修等大きな経費が必要な場合は町が別に予算計上して対応。
2	貸切バス借上げ補助金	自治会や福祉団体等が研修視察等を行う際の負担を軽減することにより、社会参加を促進し、町民の福祉の向上を図る。	町内の福祉団体及び各種団体が研修等で貸切バスを借り上げる場合のバス借上の一部を補助する
3	本別町自治会連合会補助金	各単位自治会など住民組織の連絡協調を図り、住民福祉を増進し、住みよい本別町の建設に寄与する。	単位自治会の連帯意識の高揚を図りながら共通課題の解決や活動情報を交換し、より良い自治会活動を進めるため、先進地視察や地区連合会活動費の助成などを行う。
4	自治会事務委託交付金	自治会活動の推進と自治会運営の促進を図るため、活動に要する経費の一部を交付する。	単位自治会の連帯意識の高揚を図りながら共通課題の解決や活動情報を交換し、より良い自治会活動を進めるため、先進地視察や地区連合会活動費の助成などを行う。
5	自治会運営費交付金	自治会活動の推進と自治会運営の促進を図るため、活動に要する経費の一部を交付する。	単位自治会の連帯意識の高揚を図りながら共通課題の解決や活動情報を交換し、より良い自治会活動を進めるため、先進地視察や地区連合会活動費の助成などを行う。
6	世代間交流事業	地域の高齢者に対する社会参加を推進し世代間の交流を図り、町民の福祉増進に寄与する。	地域の高齢者とこどもたちとの世代間交流を図り、高齢者に対する社会参加を推進し、地域福祉活動の拠点施設として建設した施設の管理運営、事業の実施を行う。各施設、地域の住民で組織された運営委員会に管理を委託する。